

令和5年度分
人権施策の実施状況報告書

令和7年2月
相模原市

目次

第1章 相模原市人権施策推進指針の概要	1
1 基本理念	1
2 人権施策の基本姿勢	1
3 分野別施策の基本的方向	2
第2章 相模原市人権施策推進指針における分野別施策ごとの事業の実施状況	5
一覧の見方	5
1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進	7
2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進	14
3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい 生きる社会」の実現	17
4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進	29
5 同和問題(部落差別)の解決に向けた取組の推進	34
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現	36
7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実	40
8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進	45
9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進	48
10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進	50
11 貧困や生活困窮に関する取組の推進	52
12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進	54
13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進	57
14 様々な人権課題に対する取組の推進	59

第1章 相模原市人権施策推進指針の概要

本報告書は、相模原市人権施策推進指針(以下「推進指針」という。)の施策体系に基づき、令和5年度の人権関連施策の実施状況について点検・確認をするものです。

推進指針は、「人権尊重のまちづくり」を実現することを目的に、本市が実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。また、令和6年3月に制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例」では、第7条において人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針として位置付けられています。

推進指針の概要は、次のとおりです。

1 基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、

お互いの人権を認め合う共生社会の実現

すべての人の人権が保障され、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するためには、一人ひとりの個人をかけがえのない存在として尊重することが前提となります。

個人の人権が尊重され、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等を理解し、お互いの人権を尊重し合うことにより共生社会が実現します。

そして、共生社会の実現は、社会経済情勢等の変化に対応することができる豊かで活力のある地域社会の実現につながるものです。

2 人権施策の基本姿勢

推進指針では、人権施策の基本姿勢として、次のとおり掲げています。

- (1)あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映
- (2)人権教育・人権啓発の推進
- (3)人権擁護に向けた相談・支援体制の充実
- (4)多様な主体と連携した取組の推進

3 分野別施策の基本的方向

推進指針では、次のとおり分野別に施策を分類し、基本的方向を記しています。

基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現

分野別施策の基本的方向

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を大切に教育の推進 ・虐待やいじめの根絶に向け、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進 ・子どもに関する施策及び取組の実施に当たり、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保
	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援 <虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進> ・いじめ等の悩みや課題を持つ児童・生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実 ・児童相談所、警察、医師会等の関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会を活用し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、子どもとその家族を見守る支援体制の充実 ・子どもが安心して学習等に取り組めるよう、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ組織的な対応を図る <困難を抱える子どもや家庭への支援> ・経済的困難を抱える家庭への支援の推進 ・ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進 ・子どもの学習機会の保障 ・多様な文化的背景をもった子どもと家庭への支援 ・医療的なケアが必要な子どもについて、教育を受けるためのサポート体制の充実
2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)による役割分担意識によって生じる差別の解消に向けた、教育・啓発 ・教育・学習の場における男女平等教育の充実 ・男女共同参画が正しく理解されるよう、多様な機会や媒体、手段を通じた意識啓発 ・セクシュアル・ハラスメントなどの防止、性の商品化の解消に向けた啓発 ・性暴力やデートDVなどによる被害を防ぐための若年層に対する啓発
	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談を充実させるとともに、対応する職員のスキルアップ ・DV被害者に対する相談、一時保護と自立支援の充実 ・男性に対する相談や支援体制の充実
	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市や事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい生きる社会」	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進するための啓発 ・相手の立場になって共感することのできるような人権及び福祉に関する取組 ・心のバリアフリーの教育やユニバーサルデザインの普及啓発
	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性、種別や程度に応じた相談体制の充実、サービスの提供 ・行政及び相談支援事業者、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近

の実現		<ul style="list-style-type: none"> で相談できる環境の整備 ・障害のある人のニーズや特性に応じたわかりやすい情報提供 ・介護者の介護負担を軽減するため、身近な地域での総合的な相談・支援 ・児童・生徒の障害の状態に適した相談体制の充実 <p><障害のある人の権利擁護に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への虐待の防止及び早期発見と適切な対応の推進 ・成年後見制度の利用の促進と市民後見人の養成及び活動支援 ・福祉サービス利用援助事業の充実 ・障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供
	障害のある人の社会参加に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化 ・就労を支援するための取組の充実 ・インクルーシブ教育の推進に向けた取組
4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者の虐待防止に関する普及啓発 ・成年後見制度についての理解 ・認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症に対する理解の促進
	相談・支援の充実	<p><高齢者の権利擁護に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待等の防止及び早期発見と適切な対応 ・成年後見制度についての利用の促進および市民後見人の養成及び活動支援 ・高齢者の消費者としての権利の保護と自立の支援および安全で安心した消費生活の確保 <p><認知症施策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人とその家族に対する身近な地域での相談・支援 ・医療や介護、地域との連携による認知症の早期発見・診断・対応のための体制強化
	高齢者の社会参加に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業等の一層の充実とボランティアや地域活動などを通じた高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進 ・高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる環境づくり
5 同和問題(部落差別)の解決に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めるための教育、啓発 ・えせ同和行為の排除に向けた啓発
	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係団体と連携した相談体制の充実 ・同和問題(部落差別)の解消を図るため、関係団体や関係機関と連携
	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍情報が身元調査等に不正利用されないよう個人情報の保護
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育等における多文化共生についての理解 ・外国につながる子どもたちの教育支援活動や居場所づくりの促進 ・外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた意識啓発
	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語での情報提供や相談体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣等、外国人市民も暮らしやすい環境づくり
	市民相互の交流と多文化理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における外国人市民との交流の機会を創出し、地域活動への参画の促進 ・外国人市民の市政やまちづくり活動への参加の促進
7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発 ・学校教育での、HIV等の感染症やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及
	相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者や難病患者のプライバシーに配慮した相談体制の充実 ・感染症患者や難病患者及びその家族に対し、治療・療養上の不安の解消および必要な情報を提供による患者の生活の支援 ・疾患及びその治療法、病院・診療所に関する情報、各種医療費助成制度など、市民が必要とするわかりやすい医療情報の提供 ・嗜癖問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつ患者に対して、セルフヘルプグループや関係団体と連携し、患者の社会復帰の促進

		・精神科医療における人権尊重を基調とした適切な医療サービスの提供の促進および患者の居宅生活支援等の福祉施策の充実
8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・性自認や性的指向について、正しい認識が深まるよう啓発の推進 ・性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育の推進
	相談・支援の充実	・性自認や性的指向に関する相談窓口の情報提供の充実 ・性的少数者の人たちの相談を受け止め、適切な支援の推進 ・支援団体や当事者団体等と連携した相談・支援の推進
9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・事業所内でのハラスメント研修等を支援し、働きやすい職場環境を促進 ・市や事業所等におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた啓発 ・国や関係機関等と連携して、労働者の権利を守るため、事業所等に対する啓発や情報提供を推進します。
	相談・支援の充実	・労働やハラスメントに対する相談の充実など国や関係機関と連携した労働者の立場からの支援 ・障害のある人、女性、若者、外国人など、それぞれに応じた就労支援
10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進	教育・啓発の推進	・地域における防災訓練や避難所運営訓練等の実施
	相談・支援の充実	・高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人に対して、関係団体やボランティアと連携した相談・支援 ・多様な媒体や手段を通じた災害時における情報提供 ・地域全体で災害時要援護者の見守り、支援する体制づくり ・プライバシーへの配慮など、避難所における生活環境の充実
11 貧困や生活困窮に関する取組の推進	教育・啓発の推進	・貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成 ・生活保護制度等への理解が深まるよう情報発信
	相談・支援の充実	・地域、関係団体等と連携した生活困窮者の相談・支援 ・生活保護制度利用者や生活困窮者の尊厳や自己決定権を尊重した支援 ・生活困窮者の自立が促進されるよう、互いに支え合う地域づくり ・子どもの置かれている現状の把握 ・子どもの学習機会の保障
12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・自殺を考えている人が発するサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談窓口や専門家へつなぐなど、自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成と、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
	相談・支援の充実	・自殺の原因となるストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処、心の健康の保持・増進等のため、相談体制の整備・充実 ・自死遺族等関係者に対する支援
13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進	教育・啓発の推進	・インターネットの適切な利用や情報モラルに関する教育や啓発 ・インターネットを使いたいじめや個人情報の流出などのトラブルを未然に防ぐ取組の推進
	相談・支援の充実	・法務局等の相談窓口を周知、関係団体等の連携による相談・支援
14 様々な人権課題に対する取組の推進		(1)犯罪被害者等 (2)刑を終えて出所した人 (3)ホームレス (4)拉致問題 (5)先住民族 (6)人身取引(トラフィッキング) (7)その他の人権課題

第2章 相模原市人権施策推進指針における分野別施策ごとの事業の実施状況

分野別施策とその具体的施策の方向性ごとに人権施策の実施状況について記載しています。

一覧の見方

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進

施策の基本的方向

家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向け、教育や意識啓発などに取り組みます。
また、子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組むとともに、経済的困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>



- ・子どもの権利の保障及び啓発を推進するため、子どもの学習用パンフレットや大人用の啓発リーフレットを配布した。
- ・市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行い、いじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・子どもの権利条例に基づき子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員により様々な子どもの悩みや子どもの権利侵害に対応した。

○虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・電話によるいじめに関する相談を外部委託化し、毎日24時間受付体制を整えた。
- ・学校いじめ防止基本方針を全校が作成し、学校ホームページへの掲載により、いじめ防止等に関する学校の取組について周知した。
- ・教育委員会による学校訪問等を通じ、いじめの定義について各学校へ周知し、いじめの早期発見につなげることができた。

○困難を抱える子どもや家庭への支援

<主な取組>

- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付した。
- ・無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」等により、団体が活動しやすい環境づくりを進めた。

① 主な取組

当該具体的施策の方向性に係る令和5年度における主な取組を記載しています。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①子どもの権利を大切にす る教育を推進 します。	1	子どもの権利 推進事業 (いじめ防止 フォーラム)	○市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行うことにより、児童・生徒、学校関係者、保護者等の意識を高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。 日時 令和5年10月25日 場所 総合学習センター 各学校からオンライン テーマ「共に認め合う仲間づくりに向けて～一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々が共に生きるために～」 参加者 緑区小中義務教育学校代表児童生徒 等	・各学校の取組を共有することで、新しい取組を実践しようとする前向きな効果があった。 ・事例を通して話し合ったことで、当事者の立場や気持ちを考える機会となった。	継続 ・毎年区ごとに参加する児童生徒を設定しているが、その結果を全市的に共有できるように、工夫をしていく必要がある。	学校教育課	1子どもにも掲載

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

- ② 具体的施策の方向性 推進指針の「具体的施策の方向性」を記載しています。
- ③ No 事業名等 個別の事業名等を記載しています。
- ④ 事業内容・実績 令和5年度の事業内容及び実績を記載しています。
- ⑤ 評価・課題 「施策の基本的方向」を踏まえ、当該事業の実施により、どのような成果があったのか、どのような課題があったのか等を記載しています。
- ⑥ 取組の方向性(今後の取組等) 事業について今後の取組の方向性を次の視点で記載するとともに、今後の取組等を記載しています。
- 拡充 :事業内容等の拡充を図るもの
(実施回数の増、対象者の拡充などを含む)
- 継続 :現状どおり事業を継続するもの
(事業執行の手段や方法、周知方法の変更などの場合を含む)
- 見直し:事業の縮小(実施回数の減、対象者の縮小など)
- 廃止 :事業を廃止したもの
- ⑦ 所管課 所管課を記載しています。
- ⑧ 他分野での掲載状況 再掲してある場合の分野を記載しています。

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進

施策の基本的方向

家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向け、教育や意識啓発などに取り組みます。また、子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組むとともに、経済的困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・子どもの権利の保障及び啓発を推進するため、子どもの学習用パンフレットや大人用の啓発リーフレットを配布した。
- ・市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行い、いじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・子どもの権利条例に基づき子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員により様々な子どもの悩みや子どもの権利侵害に対応した。

○虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・電話によるいじめに関する相談を外部委託化し、毎日24時間受付体制を整えた。
- ・学校いじめ防止基本方針を全校が作成し、学校ホームページへの掲載により、いじめ防止等に関する学校の取組について周知した。
- ・教育委員会による学校訪問等を通じ、いじめの定義について各学校へ周知し、いじめの早期発見につなげることができた。

○困難を抱える子どもや家庭への支援

<主な取組>

- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付した。
- ・無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」等により、団体が活動しやすい環境づくりを進めた。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①子どもの権利を大切にすることを推進します。	1	子どもの権利推進事業(いじめ防止フォーラム)	○市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行うことにより、児童・生徒、学校関係者、保護者等の意識を高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。 日時 令和5年10月25日 場所 総合学習センター 各学校からオンライン テーマ「共に認め合う仲間づくりに向けて～一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々が共に生きるために～」 参加者 緑区小中義務教育学校代表児童生徒 等	・各学校の取組を共有することで、新しい取組を実践しようとする前向きな効果があった。 ・事例を通して話し合ったことで、当事者の立場や気持ちを考える機会となった。	継続	・毎年区ごとに参加する児童生徒を設定しているが、その結果を全市的に共有できるように、工夫をしていく必要がある。	学校教育課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
②虐待やいじめの根絶に向け、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進します。	2	子どもの権利推進事業 (リーフレット作成/ポスター展示等)	○子どもの権利の保障及び啓発を推進するため、子どもの学習用パンフレットや大人用の啓発リーフレットを作成し、配布した。 作成数:小学生用7,100枚、中学生用6,400枚、大人用25,000枚 ○市民意識の醸成のため、11月20日のさがみはら子どもの権利の日を契機に子どもの権利及び子どもの権利相談室に関する啓発活動を行った。 ・PR動画の配信 ・市主催イベントでのポスターの展示や啓発リーフレットの配布	令和5年度ジュニア・市政モニターアンケートにおいて「子どもの権利を知っている」「知っているが学校で学んだ」「知っているが学校で学んでいない」、「なんとなく聞いたことがある」を含む。)の割合が69%となるなど、子どもの権利の認知度の向上に資することができた。	継続	新たに図書館にて展示啓発するなど引き続き子どもの権利の周知啓発に努めるとともに、令和7年に相模原市子どもの権利条例制定10周年を迎えるにあたり、周年事業等を実施して子どもの権利に関する市民意識の醸成を図る。	青少年学習センター	
	3	相模原市保育者ステップアップ研修(基礎研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・基礎研修「子どもの権利・人権の尊重、児童虐待の理解と対応」 開催日 令和6年1月22日 参加者 114名 参加園 74園 (対象園265園)	・市内の全幼児教育、保育施設を対象に受講の募集をし、受講者に子どもの権利について学ぶ機会を提供することができた。 ・市内265園を対象に募集し、定員も設けていないが、希望者を対象として実施しているため、申し込みしない園への対応が課題である。	継続	今後も継続して実施し、市園全体で子どもの権利・虐待について考え、意識を高めていけるようになる。また、申し込みのない園に対して、受講を働きかけていく。	保育課	
	4	子どもの権利を大切にする教育の推進(子どもの権利条例に係る啓発)	○「相模原市子どもの権利条例」啓発資料を電子化し共有した。 ○「相模原市子どもの権利条例」学習用パンフレットを電子化し共有した。 ○「子どもの権利条例」学習用パンフレットの活用のでびきを電子化し共有した。	青少年学習センターが作成する子どもの権利条例に係る資料等を小学校4年生と中学校1年生に配付する際、教員が説明を加えながら配付するよう促すことで、子どもの権利について効果的に啓発できるよう努めた。	継続	学校訪問研修にて、「子どもの権利」について、さらに詳細な資料により研修を行うことで、教員の理解を深めていく。	学校教育課	
	5	人権啓発推進事業(人権の花運動)	○生命の尊さを実感し、豊かな心をはぐくみ、やさしさと思いやりの心を体得させることを目的として「人権の花運動」を市立小学校で実施した。 学校数 6校 参加児童数 484人	人権啓発活動地域ネットワーク協議会の構成員として児童が人権や命の大切さについて考える契機となる有効な取組となった。	継続	引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課	
	6	相模原市保育者ステップアップ研修(専門研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・保護者支援・子育て支援に関する研修「虐待予防」 開催日 令和5年8月25日 参加者 111名 参加園 111園 (対象園 265園(定員120人))	・中堅ステージ以上の保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に受講の募集をし、定員に対して多くの園の受講者に子どもの権利について学ぶ機会を提供することができた。	継続	今後も継続して実施し、市園全体で子どもの権利、虐待について考え、意識を高めていけるようになる。	保育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	7	人権・福祉教育の推進 (人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会)	○虐待やいじめの根絶に向け、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会においての周知を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 61校 ・人権・福祉教育担当者会における周知(年2回実施) ・児童虐待対応担当者会における周知(年1回実施)	・指導主事による学校での研修の申し込み数が増えてきて、市内小中義務教育学校にこの取組が浸透してきている。 ・人権・福祉教育担当者から学校への周知方法に課題がある。 ・児童虐待対応担当者への周知が進んできている。	継続	人権・福祉教育担当者に研修に係る、報告書を作成させることで、当該研修内容を学校全体で共有できるようにする。	学校教育課
	8	教職員研修事業	○児童生徒理解研修講座Ⅰを実施した。 テーマ「教職員支援機構の動画(いじめ、児童生徒指導等)の視聴」 開催日 令和5年5～8月 場所 オンデマンド研修 参加人数 8人 ○児童生徒理解研修講座Ⅱを実施した。 テーマ「生徒指導提要改訂の趣旨をふまえた、これからの児童生徒指導」 開催日 令和5年11月2日 場所 オンライン研修 参加人数 20人	・研修講座Ⅰでは、教職員支援機構が作成した動画教材を自ら選択して視聴することで、主体的な学びの機会となった。 ・研修講座Ⅱでは、生徒指導提要改訂の趣旨をふまえた研修として、各校で参考となる内容が多く示されていた。	継続	児童生徒理解という視点を踏まえて、今日的な課題を意識しながら、内容や講師選定を考慮して継続していく。	教育センター
③子どもに関する施策及び取組の実施に当たっては、子どもが参加し、又は意見を表明する機会の確保に取り組みます。	9	子どもの権利推進事業 (いじめ防止フォーラム) 【再掲】	○市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行うことにより、児童・生徒、学校関係者、保護者等の意識を高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。 日時 令和5年10月25日 場所 総合学習センター 各学校からオンライン テーマ「共に認め合う仲間づくりに向けて～一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々が共に生きるために～」 参加者 緑区小中義務教育学校代表児童生徒 等	・各学校の取組を共有することで、新しい取組を実施しようとする前向きな効果があった。 ・事例を通して話し合ったことで、当事者の立場や気持ちを考える機会となった。	継続	・毎年区ごとに参加する児童生徒を設定しているが、その結果を全市的に共有できるように、工夫をしていく必要がある。	学校教育課
相談・支援の充実							
④子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組めます。	10	さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)	○様々な子どもの悩みや子どもの権利侵害に対応するため、子どもの権利条例に基づき、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員による相談・救済を行った。 延べ相談件数:95件(新規69件、継続26件) ○さがみはら子どもの権利相談室の周知カード等を作成、配布した。 作成数:周知カード58,000枚、広報誌「さがみみレター」小学生用40,000枚×2回、中学生用30,000枚×2回、ポスター5,000枚	相談件数は令和4年度105件から令和5年度95件(前年度比▲10件)であったが、令和5年度ジュニア・市政モニターアンケートで「さがみみを知っている」という質問に対し「知っている」「(知っているが)相談したことがある」「知っているが相談したこと」と回答した割合と回答した割合が66%となるなど、子どもの権利の認知度の向上に資することができた。	継続	引き続き子どもの権利保障のために相談対応や相談室の周知啓発に努めるとともに、令和7年に相模原市子どもの権利条例制定10周年を迎えるにあたり、周年事業等を実施して子どもの権利の保障に関する取組を推進する。	青少年学習センター

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	11	児童相談事業	○児童に関する専門的な相談・支援、児童虐待への対応を行った。 相談件数 3,330件 内訳 育成相談 188件 養護相談 73件 障害相談 1,360件 非行相談 35件 保健相談 1件 虐待相談 1,673件 (その他 86件)	・職員を増員し、より多くの相談を受けることができた。 ・経験年数の浅い職員が対応を行うことも増えたため、対応に苦慮する場面も生じている。	継続 研修等により職員のスキルを上げ、引き続き児童に関する専門的な相談・支援に対応する環境を整えている。	児童相談所総務課	
	12	来所・電話相談の充実	○青少年の心の成長と心の問題に関する悩み、心配ごとについて来所・電話相談を実施した。 対応件数16,822件 内訳 来所相談15,970件 電話相談852件	・不登校に関する相談が多いが、その他にも多岐にわたる相談内容に対して、児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めることができた。 ・複雑化する相談内容に適切に対応できる体制を引き続き整える。	継続 不登校等の未然防止や早期対応を図ることができるようさらなる相談体制の充実を図っていく。	青少年相談センター	
	13	学校出張相談の充実	○青少年の心の成長と心の問題に関する悩み、心配ごとについて学校出張相談を実施した。 相談件数 小学校28,185件 中学校18,892件	・学校や関係機関と連携して、児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めることができた。 ・複雑化する相談内容に適切に対応できる体制を引き続き整える。	継続 多様化・複雑化するケースへの対応を行うためにも、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修や効果的な配置の検討を引き続き行っていく。	青少年相談センター	
	14	ヤングテレホン相談の充実	○青少年が抱えている悩み、心配ごとについての相談(ヤングテレホン相談)を実施した。 受付件数401件 内訳 電話342件 Eメール59件	・電話相談の件数は、前年度と比較し「無言の電話」を除いても増加傾向にある。 ・複雑かつ専門的な対応を要する相談もあり相談員の質の向上も必要と捉えている。	継続 的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。	青少年相談センター	
	15	人権啓発推進事業(相談窓口の周知)	○相談窓口を記載した啓発物品(メモ帳)を作成し、若葉まつりや駅頭等における啓発活動において市民等に配布した。 作成部数 1,000部 啓発日 ①令和5年5月14日 ②令和5年12月5日	市民に広く、相談窓口の周知を行うことができた。	継続 今後も、相談窓口の周知を図るため、継続して実施する。	人権・男女共同参画課	

虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進

⑤いじめ等の悩みや課題を持つ児童・生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実に取り組みます。	16	いじめ相談の充実	○いじめに関する相談を実施した。 ・さがみはら子どもSOSダイヤル 相談件数 120件(いじめは20件) ・学校教育課における相談対応 対応件数2,746件中いじめの相談は437件	「いじめ相談ダイヤル」を外部へ委託することで、「さがみはら子どもSOSダイヤル」と改称し、毎日24時間受付体制を整えることができた。	継続 悩みの解決やいじめ問題の解消を図るため、迅速に情報の伝達を行うなど、市内小中学校や関係機関と連携を図っていく。	学校教育課	
	17	相模原市保育者ステップアップ研修(専門研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・支援保育コーディネーター研修「関係機関との連携」開催日 令和5年5月10日 参加者 112名 参加園 112園 (対象園 116園)	・各園長・施設長から選任された支援保育コーディネーターを対象に受講の募集をし、関係機関との連携について学ぶ機会を提供することができた。	継続 今後も継続して実施し、関係機関との連携について、意識を高めていけるようにする。	保育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
⑥児童相談所、警察、医師会等の関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会を活用し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実に取り組めます。	18	要保護児童対策地域協議会の運営	<p>○要保護児童(虐待を受けた児童等及び非行児童)への適切な支援等を実施するため、市、市教育委員会、警察、医療機関、学校等の関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会を運営した。</p> <p>代表者会議1回 実務者会議(虐待等)9回(非行)2回 ケース会議(虐待等)151回(非行)18回</p> <p>児童虐待相談 子育て支援センター把握人数 令和5年度 1,416人 前年度比 2.2%増</p>	関係機関で連携をしていくことで、適切な支援等を実施することができている。	<p>拡充</p> <p>地域との一層の連携や市民へのサービスを新設・拡充し、要保護児童や虐待予防の支援を充実させていく。</p>	こども家庭課 各子育て支援センター 学校教育課	
⑦子どもが安心して学習等に取り組めるよう、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ組織的な対応を図ります。	19	いじめ防止対策	<p>○「相模原市いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施した。</p> <p>・学校いじめ防止基本方針を市内全小・中・義務教育学校において作成し、学校HPに掲載 ・「相模原市いじめに係る月間報告票」により、各学校から報告を受け、各学校への取組を支援 ・いじめの防止等の対策の検証・協議を行うための「子どものいじめに関する審議会」を開催 開催数 年2回 ・子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書を作成し、HP等で報告 ・子どもたちが安心して学校生活を送るための方策について検討する子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議を開催 開催数 年1回</p>	<p>・学校いじめ防止基本方針を全校が作成し、学校ホームページに掲載することにより、いじめ防止等に関する学校の取組に関する周知ができた。</p> <p>・学校訪問、児童支援専任連絡会及び生徒指導主任会において、「いじめ防止対策推進法」で定められた定義の周知とともに、定義外の事案についての丁寧な対応についても周知し、いじめの早期発見につなげることができた。</p> <p>・相模原市子どものいじめに関する審議会における検証・協議から、今後のいじめ防止等の取組の見直し・充実につなげられた。</p>	<p>継続</p> <p>いじめの未然防止に向けた取組に関する好事例を発信するとともに、いじめの審議会の構成員に、専門的な知識を有する方を加え、いじめ防止等に関する市及び学校の施策がより実効的なものとなるようにする。</p>	学校教育課	
困難を抱える子どもや家庭への支援							
⑧経済的困難を抱える家庭への支援を推進します。	20	給付型奨学金	<p>○学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付した。</p> <p>給付状況 令和6年度入学者 入学支度金282人 令和2~5年度入学者 修学資金830人</p>	<p>高等学校等における学校教育費については、授業料は国の「高等学校等就学支援金」により、実質的な無償化が行われている。授業料以外の支援については、県の「奨学給付金」があるが、国の「子供の学習費調査」に基づく学校教育費を賄うことのできる額になっておらず、「奨学給付金」の不足分を補うために実施している給付型奨学金の給付により、高等学校等の修学に係る奨学生及び保護者への経済的負担の軽減に資することができた。</p> <p>なお、奨学生及び保護者に実施したアンケートにおいては、8割以上の方から「奨学金が役に立った」との回答を得ることができた。</p>	<p>継続</p> <p>保護者のさらなる負担軽減のため、県の「奨学給付金」について、「子供の学習費調査」に基づく授業料以外の学校教育費を賄うことができる額への増額について要望を行っていく。</p> <p>また、「奨学給付金」の増額までの間、本市給付型奨学金制度の継続的な実施のために必要な財政支援が行われるよう国・県に要望を行っていく。</p>	学務課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	21	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	○経済的理由により義務教育に伴って必要となる学用品費等の支出が困難な児童生徒の保護者等に対し、就学経費を援助した。 準要保護対象者数 合計6,716人 内訳 小学生4,413人 中学生2,303人 要保護対象者数 合計164人 内訳 小学生90人 中学生74人	義務教育に伴って必要となる学用品費等の援助を行うことにより、経済的困難を抱える保護者の負担軽減に資することができた。	継続 令和6年度から修学旅行費の取り扱いを見直し、キャンセル料についても就学奨励金の対象としている。 引き続き保護者の負担軽減に向け、義務教育に伴って必要となる経費や金額に関して国の動向も注視しながら検討していく。	学務課	
⑨ひとり親家庭等の自立に向けた支援を推進します。	22	高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金	○ひとり親家庭の親の自立促進を図るため、就職に有利な資格取得を目指し、養成機関で就学している者に促進給付金を、修了した者に修了支援給付金を支給した。 支給対象者 促進給付金 48名 修了支援給付金 19名	これまで、前年もしくは前々年の所得が要件を満たさなくなった場合、受講中であっても、当該給付金を打ち切ることとしていたため、支援が途切れる場合があった。	継続 前年もしくは前々年の所得が要件を満たさなくなった場合でも、1年に限り支給を継続する。	子育て給付課	
	23	ひとり親家庭等学習支援事業	○ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣した。 対象者 児童扶養手当受給世帯の中学1～3年生 150人 回数 1人当たり32回(1回90分)	定員を超える申込みに対応するため、定員を150人に増やして実施することで、低所得のひとり親家庭へ広く支援できた。	継続 今後も引き続き事業を実施する。	子育て給付課	
⑩子どもの学習機会を保障する取組を進めます。	24	子どもの居場所総合相談窓口	○無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」について社会福祉協議会に委託し、窓口を設置することで、団体が活動しやすい環境づくりを推進した。 ・子どもの居場所総合相談窓口(相談件数:1,054件) ・セミナーや啓発イベントの開催 ・運営団体情報交換会の実施(各区1回) ・教科書・備品の貸与、傷害・賠償責任保険の加入	地域主体の子どもの居場所の新規立ち上げ団体は前年比で子ども食堂が13団体、無料学習支援団体が6団体増加し、地域と子どもの繋がりや学習の機会等の保障に資することができた。	継続 子どもの貧困対策につながる取組として、地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、団体が活動しやすい環境づくりを推進する。	青少年学習センター	
	25	特別支援学級児童生徒就学奨励費	○特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、学用品費等を援助した。 合計1,149人 内訳 小学生837人 中学生312人	特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の普及奨励に資することができた。	継続 当制度は国の基準に基づいて実施していることから、引き続き国の動向を注視し取り組んでいく。	学務課	
	26	支援教育の推進	○子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく支援教育を推進するため、全小・中学校に支援教育支援員を配置した。 支援教育支援員115人(105校)	子どもたち一人ひとりの教育的ニーズにあわせて、発達障害等の児童生徒に対する学習支援や、周囲の児童生徒の障害理解や促進などをすることができた。	継続 統廃合による配置人数や、複数配置校の基準を見直ししていく。	学校教育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
⑪多様な文化的背景をもった子どもと家庭への支援を推進します。	27	日本語巡回指導講師派遣・日本語指導等協力者の派遣	<p>○日本語指導等が必要な外国籍の児童生徒や外国につながる子どもへの支援の充実を図った。</p> <p>・日本語指導のために日本語巡回指導講師を学校に派遣した。</p> <p>講師数 35人 対象児童生徒数 延べ154人 講師派遣回数 延べ3,645回</p> <p>・日本語での会話等に支障がある保護者等が、学校の生活を理解できるように母語を活用した通訳等を実施した。</p> <p>登録協力者数 48人 対象児童生徒数 延べ56人 協力者派遣回数 延べ989回</p>	日本語の指導が必要な児童生徒は年々増加傾向にあるが、日本語指導講師や日本語指導等協力者の派遣による指導・支援により、日本語能力の向上や学校生活への適応を図ることができた。	継続	今後、日本語の支援を必要とする児童生徒が増加した場合、現状の体制で対応することが難しくなるおそれがあり、日本語指導講師の増員や総指導回数を増やすなど、市の実態に応じた支援体制の検討を図る必要がある。	学校教育課	
⑫医療的なケアが必要な子どもについて、教育を受けるためのサポート体制の充実に取り組みます。	28	医療的ケア実施体制の充実	○市内小中学校(9校11名)に看護師を配置し、医療的ケア実施体制を整備した。	<p>・日常的な医療的ケアを行う看護師を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことができた。</p> <p>・医療的ケア児の増加に伴う看護師の安定的な確保が課題となっている。</p>	継続	引き続き、学校看護師の募集をしていく。	学校教育課	

2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進

施策の基本的方向

すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮される社会に向け、男女平等意識を育む教育や意識啓発に取り組みます。
また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための相談・支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・父親の育児参画を促進するため父親の家事力・育児力の向上につながる講座等を実施した。
- ・小中学校児童・生徒及び教職員、保護者に対して、子どもたちが自分らしくいきいきと生きることができるとともに、ソレイユさがみによる出前講座を実施した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・各子育て支援センターやソレイユさがみにて、女性を取り巻く様々な問題について相談業務を実施したほか、相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において性別を限定せずに相談を実施した。
- ・県・民間団体・市町村との協働(三者協働)による一時保護事業を実施した。

◎政策・方針決定過程への女性の参画の推進

<主な取組>

- ・市審議会等の運用状況の調査を実施するとともに、女性の登用について促進を図った。

◎職業生活における女性の活躍推進

<主な取組>

- ・仕事と子育ての両立を目指し、家庭にやさしい取組をしている企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランス啓発及び女性の活躍の場を推進するためのセミナー等を開催した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)による役割分担意識によって生じる差別の解消に向けて、教育・啓発を推進します。	1	キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全般を通してキャリア教育の充実に努めるよう、小中一貫の日や、校内研修、キャリア教育担当者会等で助言した。 ○「さがそうみらいプロジェクト サポーターズリスト」の提供、職場体験支援事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の視点を踏まえた教育活動を実践することで、新たな学習や生活への意欲につながる自己肯定感が高まった。 ・「さがそうみらいプロジェクト サポーターズリスト」の活用、職場体験等の実施を通じて、社会で活躍する人材と出会い、自己の適性や進路、生き方について主体的に考える機会を提供することができた。 	継続	義務教育9年間にわたり、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育む教育活動を展開し、児童生徒の自己肯定感や学ぶ意欲を高め、未来を切り拓く力の育成を図るとともに、何が身に付いたかを評価・分析するアウトカム評価によるPDCAサイクルを構築していく。	学校教育課
	2	男女共同参画啓発事業(男女共同参画推進員による啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進員とともに性別による役割分担意識に関する啓発活動を行った。 ・ソレイユフェスタでの啓発実施日 令和5年6月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターのフェスタ開催日に行い、多くの来場者に啓発を行うことができた。 	継続	男女共同参画の機運を高めるため、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行っていく。	人権・男女共同参画課
	3	男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果を市民等に周知した。 調査実施年月 令和5年2月 周知方法 ・市HPで公表 ・行政資料コーナーへ配架 	<ul style="list-style-type: none"> ・HP等で公表することで、市民が誰でも結果を確認できるようにしている。 ・相模原市の現状を知ってもらうためにも、より市民の目に入りやすい形での周知を検討する必要がある。 	継続	情報誌「ともに」に結果概要を掲載するなど、様々な啓発媒体を活用しながら周知を図る。	人権・男女共同参画課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
	4	男女共同参画啓発事業(男女共同参画教育参考資料)	○男女共同参画教育参考資料を作成し、公立小学校、義務教育学校5年生へ配布した。 資料 こんな子いるよね 配布先 公立小学校71校 配布部数 5,990部	特別活動や道徳の時間に活用されるなど、教材として使いやすい資料として認識されている。	継続	子どもに対し男女共同参画の視点を醸成していくため、今後も継続して実施していく。	人権・男女共同参画課	
	5	男女共同参画啓発事業(ソレイユさがみにおける事業実施)	○男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女共同参画に関する意識啓発事業等を実施した。(指定管理者事業) 年間参加者数 6,809名(事業全体)	第3次さがみはら男女共同参画プランに基づき、男女がともに家庭と社会の責任を分かちあい「自分らしく生きる」視点を大切に講義の企画・運営に取り組み、市民が身近なテーマで、気軽に学べる魅力ある講座等を開催した。	継続	オンラインでの講座実施等、対面以外の開催方法を検討する余地がある。	人権・男女共同参画課	
	6	男女共同参画啓発事業(父親の育児参画促進事業)	○男性の産後休暇・育児休業の促進と合わせて、父親の家事力育児力の向上につながる講座等を実施した。 6講座 参加者 68名	具体的な事業を実施することで、父親の育児に係る意識や行動の変容に資することができた。	継続	実施が年度末となり集客に課題があったため、事業開催時期を改善し、実施する。	人権・男女共同参画課	
②教育・学習の場における男女平等教育の充実を図ります。	7	男女共同参画啓発事業(出前講座)	○子どもたちが自分らしくいきいきと生きることができる社会を推進するため、意識啓発出前講座を実施した。(指定管理者事業) 対象 市内小中学校児童・生徒及び教職員、保護者 実施数 3回 受講者 795人 ※全体実績	・児童・生徒のもとを訪問し、啓発活動を行うことで、若い世代への男女共同参画の意識高揚を学びの一環として行うことができた。また、教職員や保護者への啓発活動の機会を捉え、実施することができた。 ・若年層の意見を取り入れるなどの検討をしていく必要がある。	継続	引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課	
③男女共同参画が正しく理解されるよう、多様な機会や媒体、手段を通じて意識啓発を推進します。	8	人権・福祉教育の推進(人権・福祉教育担当者会)	○人権・福祉教育担当者会における周知啓発(年2回実施)を実施した。	教員に対する意識啓発するよい機会となった。	継続	人権教育についての比重が高く、福祉教育についても丁寧に研修を行いたい。	学校教育課	
	9	男女共同参画啓発事業(「ともに」の発行)	○男女共同参画に関する認識を多くの市民に広めるために、情報誌「ともに」を作成し、女性が活躍する事業所や団体に送付するとともに、金融機関などに配架した。 発行回数 2回(4月・10月) 発行部数 各7,000部	幅広い層への配布に努め、若年層の性暴力予防や男女共同参画による防災などへの理解を広めることができた。	継続	男女共同参画分野においては、新しい考え方が加わってきており、時代に応じた情報発信に努めていく。	人権・男女共同参画課	
④セクシュアル・ハラスメントなどの防止、性の商品化の解消に向けた啓発を推進します。	10	男女共同参画啓発事業(男女共同参画研修等支援事業)	○市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 派遣回数 3回	市内事業所等の職場などにおける男女共同参画の広がりと実践につなげた。例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知について課題がある。	継続	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	人権・男女共同参画課	9労働者にも掲載
⑤性暴力やデートDVなどによる被害を防ぐため、若年層に対する啓発を推進します。	11	DV対策推進事業	○デートDV防止のための啓発カードを作成し、配布した。 対象 公・私立中学3年生 配布数 7,541枚	デートDVの被害にあいや、すい夏休み前に配布し、デートDVに対する知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を行った。	継続	交際相手からの暴力は、20代女性の4人に1人が経験しているという調査結果があり、啓発を続けていく必要がある。	人権・男女共同参画課	
相談・支援の充実								
⑥女性相談を充実させるとともに、対応する職員のスキルアップを図ります。	12	女性相談事業(子育て)	○各子育て支援センターにこども家庭相談員を配置し、女性相談等を実施した。また、定期的な研修の受講などにより相談員のスキルアップを図った。 来所相談 1,041件 電話相談 229件	相談事業を通し、女性の相談指導、ひとり親家庭の自立支援、家庭児童福祉の増進を図ることができている。	継続	引き続き、様々な相談に対する支援を行えるよう、研修による相談員のスキルアップに努めていく。	こども家庭課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	13	女性相談事業 (一般)	○ソレイユさがみ女性相談を実施するとともに、相談員のスキルアップを行うためスーパーバイズ(講師から女性相談員に対し、実践的かつ技術的な助言を与える事務)及び研修を実施した。 対象 女性相談員 こども家庭相談員 ○スーパーバイズ実施 年6回(奇数月の第4月曜日)	相談員にスーパーバイズ及び研修を実施しスキルアップを図ることで、女性を取り巻く様々な問題について適切に相談対応をすることができた	継続 今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談員の資質の向上を図っていく。	人権・男女共同参画課	
⑦DV被害者に対する相談、一時保護と自立支援の充実を図ります。	14	DV対策推進事業	○県・民間団体・市町村との協働(三者協働)による一時保護事業を実施した。 一時保護件数 16件	関係機関との連携により被害者の安全確保を適切に実施することができた。	継続 引き続き、関係機関との連携により被害者の安全確保に努める。	人権・男女共同参画課	
	15	DV相談支援事業	○相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において相談を実施した。 相談件数 1,596件 内訳 女性1,463件 男性132件 不明1件	性別を限定しない相談対応を行い、配偶者等からの暴力による被害者の適切な支援に努め、女性被害者においては、保護や自立支援につなげることができた。	継続 今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、DV被害者の円滑な支援を行う。	人権・男女共同参画課	
	16	DV相談支援事業 (研修)	○男性からのDV相談に対応するため、相談員に対して男性DV相談スーパーバイズ(講師から相談員に対し、実践的かつ技術的な助言を与える事務)を実施した。 実施回数 年2回	相談員にスーパーバイズを実施しスキルアップを図った。	継続 引き続き相談員の資質の向上を図る。	人権・男女共同参画課	
	17	DV相談支援事業 【再掲】	○相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において相談を実施した。 相談件数 1,596件 内訳 女性1,463件 男性132件 不明1件	性別を限定しない相談対応を行い、配偶者等からの暴力による被害者の適切な支援に努め、女性被害者においては、保護や自立支援につなげることができた。	継続 今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、DV被害者の円滑な支援を行う。	人権・男女共同参画課	

政策・方針決定過程への女性の参画の推進

⑨市や事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	18	男女共同参画推進事業 (審議会等への女性登用)	○市審議会等の運用状況の調査を実施するとともに、女性の登用について促進を図った。 目標値 40% 実績値 36.7% (令和6年3月31日時点)	市審議会等における女性の割合は、前年度実績の36.5%から0.2ポイント増加した。	継続 引き続き審議会等への女性の登用について、促進を図る。	人権・男女共同参画課	
--	----	----------------------------	---	---	----------------------------------	------------	--

職業生活における女性の活躍推進

⑩雇用における男女平等な機会と待遇の確保、能力発揮促進のための支援など、女性の活躍に資する取組を進めます。	19	仕事と家庭の両立支援事業	○仕事と子育ての両立を目指し、家庭にやさしい取組をしている企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランス啓発及び女性の活躍の場を推進するためのセミナー等を開催した。 ・仕事と家庭の両立支援事業講座の実施 講座数 9講座 参加者 142人 ・女性の活躍応援事業講座の実施 講座数 8講座 参加者 89人 ・仕事と家庭両立支援推進企業表彰式の開催 開催日 令和6年3月6日 表彰企業数 4社 ・認定取得企業支援事業 アドバイザー派遣 8社 補助金交付 4社	講座等を実施することにより、事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の重要性の意識啓発を図ることができた。	継続 認定取得企業支援事業については、企業からの申請が少なかったことから、令和6年度から(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンターに事業者への訪問による事業周知を委託する。	産業支援・雇用対策課	9労働者にも掲載
	20	女性起業家支援事業	○女性起業家に対し、経営に必要な知識を得るためのセミナーを実施するほか、交流会を実施し、同じ志を持つ仲間やメンターづくりの機会を創出する。さらに、フォローアップを随時行うことで寄り添った支援を実施した。 ・さがみはら女性起業家のたまご応援セミナー 5回実施、参加者19名 ・さがみはら女性のための創業サロン 参加者15名	5回のセミナーと1回のワークショップ・交流会を通じて、起業家が支援機関と同じ立場の仲間と交流の機会を持つことにより、家庭・育児などライフスタイルによって働く環境へ影響を受けやすい女性起業家にとって、創業しやすい環境を作ることが出来た。	継続 引き続き、家庭・育児などライフスタイルによって働く環境へ影響を受けやすい女性起業家にとって、創業しやすい環境づくりに努める。	創業支援・企業誘致推進課	

3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい 生きる社会」の実現

施策の基本的方向

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくりを進め、お互いの人格と個性を尊重し合い、「共にささえあい 生きる社会」を実現します。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・障害のある人に対する市民の理解の促進を図るため、相模原市障害者週間のつどい等を行った。
- ・発達障害への理解の促進を図ることを目的とした市民を対象とした講演会やYouTube等での動画配信、横断幕掲示など市民の目に多く触れる方法で啓発を実施した。
- ・「ユニバーサルデザイン通信」や「市民に伝わりやすい文書作成の手引き」を作成し、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインの普及啓発を実施した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・各種相談事業を実施し、適切な情報やサービスの提供を実施した。
- ・市ホームページに公開する定例記者会見での市長あいさつの動画に手話通訳者の派遣制度を活用した手話通訳を導入した。
- ・視覚障害のある方向けに音声コード付きの障害福祉サービス等事業所一覧を作成し、視覚障害者情報センターで配布した。

○障害のある人の権利擁護に向けた取組

<主な取組>

- ・当事者や介護者、地域住民などから障害を理由とする差別に関する相談に対して、合理的配慮の提供等に関する相談体制を整備
- ・判断能力が十分ではない知的障害者や精神障害者等であって、親族の援助が期待できない方に対し、市長が後見等開始の申立てを行った。

◎障害のある人の社会参加に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・市立図書館にて障害のある方が利用しやすいよう、また一般の方も気軽に利用出来るよう、DAISYやLLブック、点字資料や布絵本を集めたコーナーを設置した。
- ・相模原市社会福祉事業団と連携し、成人期における発達障害者の就労支援を実施した。
- ・インクルーシブ教育を推進するため、非常勤助員や支援教育支援員を配置するとともに医療的ケアを必要とする児童の学習環境を整えた。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進するための啓発を推進します。	1	障害者理解促進事業	<p>○障害のある人に対する市民の理解の促進を図るため、ラッピングバス広告や啓発動画の放映等をはじめ、福祉団体等と連携し、相模原市障害者週間のつどい及び相模原市障害者作品展を開催した。</p> <p>・相模原市障害者週間のつどい 開催日 令和5年12月3日 会場 あじさい会館ホール 参加者数 180人</p> <p>・相模原市障害者作品展 開催日 令和5年12月1日～12月3日 会場 あじさい会館展示室 出品数 648点 来場者数 385人</p>	障害のある人に対する市民の理解促進のための一助となった。	継続 引き続き障害のある人に対する市民の理解促進を図っていく。	高齢・障害者福祉課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	2	統合失調症 家族教室	○統合失調症家族教室(4 日コース) 統合失調症についての病 気理解や社会資源の活 用、当事者への関わり方 について家族が学び、家族 の不安軽減及び健康を促進 する目的で開催した。 開催日 令和5年6月29 日、7月6日、7月13日、7月 27日 参加者数 延べ64人	全日程を通じて、グループ ワークなどの参加者同士の 交流も積極的に行い、概ね 目的は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相 談課 中央高齢・障害者 相談課 南高齢・障害者相 談課 津久井高齢・障害 者相談課	
	3	うつ病家族教 室	○うつ病家族の集い(4回 コース) うつ病に対する正しい理解 を基礎として日常生活や社 会復帰について家族の対応 や家族自身の心の健康を 保つことを目的に開催した。 開催日 令和5年9月22 日、9月29日、10月6日、10 月13日 参加者数 延べ42人	参加者のアンケートでは 概ね良好の評価を得てい て、概ね目標は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相 談課 中央高齢・障害者 相談課 南高齢・障害者相 談課 津久井高齢・障害 者相談課	
	4	精神保健普 及啓発事業 (精神保健福 祉普及運動 週間啓発事 業)	○精神保健福祉普及運動 週間啓発事業を実施した。 実施日 令和5年9月～12月 公共施設におけるパネ ル展示等	公共施設等のパネル展示 により、市民が精神保健福 祉への理解を深める機会と なった。	継続	市民への精神保健福祉に 関する啓発の一環として、 引き続き実施する。	精神保健福祉セン ター	
	5	地域移行支 援事業	○精神障害者が地域の一 員として安心して自分らしい 暮らしをすることができるよ う、「精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム」の 構築推進事業に取り組み、 意見交換会、連絡会議等 を実施した。	・構築推進連絡会議「協議 の場」について構成メンバ ーに偏りがみられるため、選 出方法含め見直しが必要と なっている。 ・精神科病院、相談支援事 業所等と更なる連携を図る 必要がある。	継続	引き続き地域包括ケアシ ステムの構築推進事業に取り 組む。	精神保健福祉課 精神保健福祉セン ター	
	6	精神保健相 談指導等事 業	○メンタルヘルス市民講座 こころの健康に対する市 民の関心を高めるとともに、 精神疾患への理解を深めな がら適切な対応をとることが できることを目的に講座を開 催した。 開催日 令和5年8月25日 会場 ユニコムプラザさ がみはら 開催回数 1回 参加者数 39人	市民のメンタルヘルスへ の理解促進に効果があっ た。	継続	市民のメンタルヘルスへの 理解促進を図るため、テー マを変えて引き続き実施す る。	精神保健福祉セン ター 緑高齢・障害者相 談課 中央高齢・障害者 相談課 南高齢・障害者相 談課	
	7	精神保健普 及啓発事業 (イベント啓 発)	○各種イベントに参加し依 存症に関する啓発を行っ た。 主なイベント ・ほかほかふれあいフェスタ 2023 日時 令和5年10月21日 場所 ウェルネスさがみは ら	本市が後援しているイベ ント等で啓発することで、依 存症について理解を深める機 会となった。	継続	引き続き、イベント等に参 加し啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉セン ター	7疾病等にも 掲載
	8	相模原市保 育者ステップ アップ研修 (基礎研修)	○保育士等の資質向上を 目的に、保育者ステップア ップ研修を実施した。 ・基礎研修「配慮を要する乳 幼児の理解」 開催日 令和5年7月12日 参加者 109名 参加園 83園 (対象園 265園)	・市内の全幼児教育、保育 施設を対象に受講の募集を し、受講者に配慮を要する 乳幼児の理解について学ぶ 機会を提供することができ た。 ・市内265園を対象に募集 し、定員も設けていないが、 希望者を対象として実施し ているため、申し込みしない 園への対応が課題である。	継続	今後も継続して実施し、 市、園全体で障害に対する 理解を深めてけるようにす る。また、申し込みのない園 に対して、受講を働きかけ ていく。	保育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	9	相模原市保育者ステップアップ研修(専門研修)	<p>○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。</p> <p>・障害児保育・特別支援教育に関する研修 開催日 令和5年6月～11月全5回実施 参加者 延べ559名 参加園 116園 (対象園 265園(定員120人))</p>	<p>中堅ステージ以上の保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に受講の募集をし、定員に対して多くの園の受講者に障害のある人に対する理解について学ぶ機会を提供することができた。</p>	<p>継続</p> <p>今後も継続して実施し、市、園全体で障害に対する理解を深めてけるようにする。また、申し込みのない園に対して、受講を働きかけていく。</p>	保育課	
	10	相模原市保育者ステップアップ研修(指定者研修)	<p>○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。</p> <p>・支援保育コーディネーター研修 開催日 令和5年5月～令和6年1月 基礎編全5回、発展編全3回実施 参加者 延べ722名 参加園 182園 (対象園 184園)</p>	<p>各園長・施設長から選任された支援保育コーディネーターを対象に受講の募集をし、多くの園の受講者に障害のある人に対する理解について学ぶ機会を提供することができた。</p>	<p>継続</p> <p>今後も継続して実施し、支援保育について考え、意識を高めていけるようにする。</p>	保育課	
	11	発達障害啓発事業(イベント・啓発)	<p>○世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)の一環として、市民の発達障害への理解の促進を図ることを目的としたイベント等を開催した。</p> <p>(1)さがみはら発達障害連続WEBセミナー2023 第1回 開催日 令和6年2月10日 参加者数 275人 第2回 開催日 令和6年3月9日 参加者数 129人 ※両日Zoomで実施。</p> <p>(2)ブルーライトアップ さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト ブルーライトアップの様子を撮影し、動画をYouTube等で配信。 配信期間 令和6年3月8日～4月8日 市役所本庁舎 実施日 令和5年4月2日</p> <p>(3)市立各図書館での啓発活動 ○発達障害に関する掲示コーナーの設置や発達障害に関する書籍の紹介等を実施。 実施期間 令和6年3月8日～4月4日</p> <p>(4)横断幕の掲示 ○市役所本庁舎や市内各駅に普及啓発の横断幕を掲示。 実施期間 令和6年3月8日～4月8日 場所 橋本駅、相模原駅、相模大野駅</p>	<p>市民を対象とした講演会やYouTube等での動画配信、横断幕掲示など市民の目に多く触れる方法で啓発を実施し、発達障害への理解促進を図ることができた。</p>	<p>継続</p> <p>発達障害への理解促進を図るためには、継続した事業実施が有効であるため、引き続き実施していく。</p>	陽光園(発達障害支援センター)	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
			(5)世界自閉症啓発デーポスターの掲示 厚生労働省製作のポスターを市内各所に配布。 (6)ブルーグッズの配布 啓発物品を世界自閉症啓発デーイベントに合わせて配布。 はたちのつどい 実施日 令和6年1月8日 市内販売店 実施期間 令和6年3月8日～4月8日 場所 さがみはらアンテナショップsagamix、ハンドメイドショップ パオパブ				
	12	発達障害啓発事業 (講演会・セミナー)	発達障害への理解の促進を図るために講演会・研修・講座の開催及び講師派遣等を実施した。 【主催研修】6件 <内訳> 講演会 1回(発達障害連続WEBセミナー) 研修 1回 講座 4回 【共催研修】27件 【講師派遣】1件 【機関コンサルテーション】6件	市民や支援者など様々な分野の方を対象に研修を実施し、発達障害者への理解促進を図ることができた。	継続	発達障害への理解促進を図るためには、継続した事業実施が有効であるため、引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)
	13	発達障害啓発事業	○子育てをしている家族、保護者向けの講座、一般市民向けの講演会、関係者向けの研修会を実施した。対面、オンラインでの動画配信など様々な形式で発達障害啓発を実施した。 ・主催研修 講座 13件 講演会 2件 研修会 2件 ・講師派遣 18件 ・機関コンサルテーション 38件	参加者の反応は好評であったが、Web会議システムを使用した講座では対面形式での実施を希望する声があった。	継続	講義内容や開催規模等によって形式を検討し、参加希望者がより参加しやすい講座等の開催を目指す。	陽光園(療育相談室)
	14	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会	○障害のある人の理解促進のため、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会等において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 61校 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) ・「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知	研修等を通じて障害のある人の理解促進や発達障害のある子どもの理解を深める機会を提供することができた。 福祉教育についての内容を充実させていく必要がある。	継続	福祉教育についての内容を充実させるため、社会福祉協議会の方からの講義を検討する。	学校教育課
②相手の立場になって共感することのできるような人権及び福祉に関する取組を進めます。	15	自殺総合対策事業	○精神保健福祉センターが作成する自殺予防・自殺対策に関するリーフレットを各課窓口に配架した。(通年)	自殺予防・自殺対策に係る周知啓発の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	16	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】	○障害のある人の理解促進のため、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会等において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 61校 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) ○「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知	・研修等を通じて障害のある人の理解促進や発達障害のある子どもの理解を深める機会を提供することができた。 ・福祉教育についての内容を充実させていく必要がある。	継続	福祉教育についての内容を充実させるため、社会福祉協議会の方からの講義を検討する。	学校教育課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	17	視覚障害者情報センター連携展示	○障害者週間に合わせ、視覚障害者情報センター及び図書館3館で、各施設や障害者サービス・関係団体の紹介、関連資料の展示を実施した。 令和5年12月1日～28日	視覚障害者等の各施設の円滑な利用の支援や読書バリアフリーの推進に資するとともに、関係4施設の連携を深めることが出来た。	継続 啓発活動だけにとどまらず、担当職員の音声読書機などの各種機材の操作研修参加や、各施設における合理的配慮の推進につなげていく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館 視覚障害者情報センター	
③心のバリアフリーの教育やユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。	18	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○ユニバーサルデザイン通信の発行等によるバリアフリーを含めたユニバーサルデザインの普及啓発を実施した。 ○「市民に伝わりやすい文書作成の手引き」を情報公開・文書管理課と作成した。	ユニバーサルデザインに関する認知度が上がった。	継続 ・ユニバーサルデザインのガイドブックを作成していく。 ・NPO法人との協働事業によるUDさがみはらを刊行していく。	地域包括ケア推進課	
	19	精神保健普及啓発事業(ほかほかふれあいフェスタ2023障害者週間キャンペーン)	○ほかほかふれあいフェスタ2023障害者週間キャンペーンで、「障害者の理解に向けたパネル展示および舞台発表」を実施した。 開催日 令和5年11月25日 場所 サンデック相模大野	本市が後援しているイベント等で啓発することで、精神障害に関する理解を深める機会となった。	継続 引き続き、精神障害の理解を深めるため、イベント参加、広報物の作成等を通じて啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	7疾病等にも掲載
	20	精神保健普及啓発・地域支援事業	○精神保健福祉普及週間(令和5年10月23日～10月30日)の前後で各区で啓発ブースを設置し、関連する掲示やリーフレットを配置。市民へのこころの健康や精神疾患・障害に関する普及啓発を行なった。	市民に対する啓発としてよい機会となった。	継続 引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	7疾病等にも掲載
	21	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】	○障害のある人の理解促進のため、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会等において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 61校 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) ○「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知	・研修等を通じて障害のある人の理解促進や発達障害のある子どもの理解を深める機会を提供することができた。 ・福祉教育についての内容を充実させていく必要がある。	継続 福祉教育についての内容を充実させるため、社会福祉協議会の方からの講義を検討する。	学校教育課	
	22	障害者スポーツ理解促進事業(さがみはら“ゆめ”プロジェクト)	○共生社会の実現に向けた障害者スポーツの理解促進に関する取組を推進するため、実行委員会を設立し、障害のある人となない人のスポーツを通じた交流事業等を検討・実施した。 ・「さがみはら“ゆめ”プロジェクト夏祭り」 実施日 令和5年8月15日 場所 相模原市けやき体育館 実施内容 バラスポーツ・ニュースポーツの体験会や、障害のある方による美術教室、絵画作品の展示を行ったほか、将棋体験ブースを設置した。 参加者 43名 ○「第4回さがみはら“ゆめ”プロジェクト みんなで楽しくバラスポーツ」 実施日 令和6年2月10日 場所 小倉テニスコート 実施内容 さまざまな障害に対応したテニスの体験会やテニスゲーム大会などを行った。 参加者 29名	障害の有無に関わらず一緒に参加できるスポーツを通じた体験交流を行うことで障害者スポーツの推進や相互理解の促進に取組むことができた。 (課題) 事業の認知度の向上を図り、事業の参加者や協力者を増加させ、より運営体制を強化していく必要がある。	継続 事業の認知度を高め、参加者や協力者を増やしていく。情報の提供回数を増やす方法を検討していく。	スポーツ推進課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
相談・支援の充実								
④障害の特性、種別や程度に応じた相談体制の充実、サービスの提供を実施します。	21	障害児者支援等事業 障害児者自立支援給付に係る相談等(障害福祉サービス)	○手帳申請・交付(全市) 障害者手帳交付時にそれぞれの手帳種類・等級で利用できる福祉サービスについて説明を行なった。 身体障害者手帳交付数 2,375件 療育手帳交付数 1,418件 精神保健福祉手帳交付数 6,005件 ○障害福祉サービスの利用を希望する者や既にサービス利用している者に対し、当事者に合った利用ができるようサービスに関連した情報提供を実施した。 障害福祉サービス(介護給付費等)決定数(身知+精神合計、参考値) 緑 863件 中央 2,710件 南 2,140件 城山 152件 津久井 279件 相模湖 49件 藤野 64件	障害福祉サービスの利用を希望する者や既にサービス利用している者が当事者に合ったサービスを受けることができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	22	障害児者自立支援給付に係る相談(身体・知的障害に関する相談)	○身体・知的障害に関する相談や関連する制度やサービスについての相談を実施した。 受付総数 緑 6,400件 中央 13,682件 南 11,682件 城山 616件 津久井 502件 相模湖 175件 藤野 176件	身体・知的障害の特性、種別や程度に応じた相談対応ができた。また、必要な情報、制度・サービスの提供を行うことができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	23	障害児者自立支援給付に係る相談(精神障害に関する相談)	○精神保健福祉に関する相談や関連する制度やサービスについての相談を実施した。 相談総数 緑 1,352件 中央 4,158件 南 3,333件 津久井 1,108件	障害福祉サービスの利用を希望する者や既にサービス利用している者が当事者に合ったサービスを受けることができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	24	精神保健相談指導等事業	○精神保健福祉に関する相談や関連する制度やサービスについての相談を実施した。 相談総数 緑 1,352件 中央 4,158件 南 3,333件 津久井 1,108件	精神保健福祉に関する相談に対応し、関連する制度やサービスについて適切な情報提供や助言等を実施することができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	25	手話通訳者の設置	○聴覚障害のある人などの相談・手続きなどを容易にするため手話通訳者を設置した。 緑高齢・障害者相談課 毎週月・木曜日 中央高齢・障害者相談課 毎週火・金曜日 南高齢・障害者相談課 毎週水・金曜日 ※時間はいずれも、9:00~12:00、13:00~17:00	窓口に来庁された聴覚障害のある人などに対して、円滑に対応することができた。また、令和4年度から試行運用している遠隔手話通訳サービス(手話通訳者が不在の曜日に手話通訳が必要な場合は、パソコンのビデオ通話機能を使用して手話通訳者がいる窓口と繋ぐもの)が令和6年度から本格実施となるが、利用率が低いことが課題である。	継続	現状、遠隔手話通訳サービスはパソコンを使用しているため、他課へ相談したい場合は使用できないため、市民にとって効果的な体制を検討していく。	高齢・障害者支援課	
	26	発達障害相談支援事業(相談)	○発達障害やその心配がある人、その家族、および関係機関からの発達障害に関する相談に応じた。 新規相談件数 769件 内訳 15歳以下 28件 16~18歳 47件 19歳以上 687件 不明 7件	様々な相談に対し適切な対応をすることができた。	継続	更なる相談体制の充実を図るため引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
⑤行政及び相談支援事業者、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近で相談できる環境の整備を進めます。	27	発達障害者支援地域協議会の設置と運営	○地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、医療・福祉・教育・雇用等各分野の連携の緊密化を図るとともに、乳幼児期・学齢期・成人期の各ライフステージに応じた支援体制の整備について協議した。 設置 平成31年1月4日 開催回数 本会議 2回 乳幼児期部会 2回 学齢期部会 2回 成人期部会 2回	各部会においてQ-SACCS(発達障害における地域支援体制の簡易構造評価)を用いて各ライフステージ毎の支援体制を確認した。各部会での取組みを本会議で報告し、各委員から意見を聴取した。 こうした活動を通して、ライフステージに応じた支援体制について構成員で共有することができた。	継続	各部会においてQ-SACCS(発達障害における地域支援体制の簡易構造評価)を用いて各ライフステージ毎の支援体制を確認し、本会議で検討することで相模原市における支援課題や強みの抽出を進めていく。	陽光園(療育相談室)
⑥障害のある人のニーズや特性に応じたわかりやすい情報提供を推進します。	28	広報における手話通訳者・要約筆記記者派遣制度(高齢・障害者支援課)の活用	○令和5年3月分の市長定例記者会見から、手話通訳者の派遣制度を活用し、市ホームページに公開する市長あいさつの動画に手話通訳を導入した。	手話通訳を導入することで、聴覚に障害のある人の情報格差の解消に取り組んだ。	継続	今後も、障害のある人の情報格差の解消に有用な取組として継続していく。	広聴広報課
	29	声の広報・点字版広報の配布	○視覚に障害のある人へ広報さがみはらの録音版・点字版を配布した。 発行数 月2回	個々の状況によって、点字版・録音版の広報を選んでいただくことで、市の情報をお知らせできる体制を整えている。	継続	今後も継続していく。	広聴広報課
	30	視覚障害者情報センターの運営	○視覚障害のある人に向けて、点字図書・録音図書の貸出しや作成を行った。 ○視覚障害なんでも相談サロンを実施した。	視覚障害のある人の情報保障の一助となった。	継続	引き続き視覚に障害のある人への情報保障となるよう事業を継続していく。	高齢・障害者福祉課
	31	視覚障害者用事業所一覧作成事業	○視覚障害のある方へ障害福祉サービス等事業所の情報を提供することを目的とし、音声コード付きの事業所一覧を作成し、視覚障害者情報センターで配布した。 作成部数 20部	視覚障害のある方へ障害福祉サービス等事業所の情報を提供することができた。 配布部数 20部	継続	今までの配布実績を鑑み、同規模で同様の内容で取り組む。	福祉基盤課
	32	障害者サービス事業(図書館における貸出、朗読)	○視覚障害のある方のために、録音図書(カセットテープ、デジ、朗読CD)の貸出を行った。 ○大活字本の貸出を行った。 R5 3館合計 5,317冊(相武台分館分を含む) ○視覚障害の方のためにボランティアによる対面朗読を実施した。 R5 3館合計 90回	・カセットテープは既に購入しておらず、保有している資料も経年劣化で切れるなど、年々所蔵が減少している。大活字本は部数限定の販売で、すぐに絶版になってしまい、出回っている作品も古典的な名作が多いなどジャンルの偏りがある。 ・対面朗読のボランティアも高齢化が進んでいる。	継続	カセットテープの代替資料として、朗読CDの収集に力を入れていく。デジタル化資料の公衆送信サービスについても、他の公共図書館の実施状況を注視しながら研究していく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館
	33	障害者サービス事業(図書館における宅配等)	○来館が困難な方のために、ボランティアによる宅配サービスを行った。 R5 12回 ○市内の特別支援学級や障害者支援施設等のために布絵本の貸出を行った。 R5 15点	宅配サービスについては、新たなボランティアの担い手が見つからず、事業の拡大が困難な状況である。	継続	大野北地区社会福祉協議会と定期的に調整会議を開催しながら、今後の事業の拡大について検討していく。	図書館
⑦介護者の介護負担を軽減するため、身近な地域での総合的な相談・支援を推進します。	34	精神保健相談指導等事業	○介護者からの障害者への関わり方や介護上の悩み、介護負担軽減のための社会資源やサービスについての情報提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	35	障害児者自立支援給付に係る相談(介護者に対する相談)	○介護者からの障害者への関わり方や介護上の悩み、介護負担軽減のための社会資源やサービスについての情報提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	36	統合失調症 家族教室【再掲】	○統合失調症家族教室(4日コース) 統合失調症についての病気の理解や社会資源の活用、当事者への関わり方について家族が学び、家族の不安軽減及び健康を促進する目的で開催した。 開催日 令和5年6月29日、7月6日、7月13日、7月27日 参加者数 延べ64人	全日程を通じて、グループワークなどの参加者通しの交流も積極的に行い、概ね目的は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	37	うつ病家族教室【再掲】	○うつ病家族の集い(4回コース) うつ病に対する正しい理解を基礎として日常生活や社会復帰について家族の対応や家族自身の心の健康を保つことを目的に開催した。 開催日 令和5年9月22日、9月29日、10月6日、10月13日 参加者数 延べ42人	参加者のアンケートでは概ね良好の評価を得ていて、概ね目標は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
⑧児童・生徒の障害の状態に適した相談体制の充実に取り組めます。	38	障害児者自立支援給付に係る相談(精神保健福祉手帳を有する者に関する決定等)	○精神保健福祉手帳を所持している児童もしくはそれに準じた障害のある児童に対し、障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の申請相談・受付・支給決定を実施した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	39	障害児者自立支援給付に係る相談(障害者手帳を有する者等に関する決定等)	○障害者手帳を所持している児童もしくはそれに準じた障害のある児童に対し、障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の申請相談・受付・支給決定を実施した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター
	40	療育相談事業	○療育相談の実施 新規相談件数 841件 ○児童発達支援事業及び初期療育サロンの実施 実施回数333回 利用人数 延べ1,373人 ○リハビリテーションの実施 利用人数 延べ1,646人	・発達及び障害に関する相談体制の充実に取り組むことができた。 ・利用しやすい療育の場を提供するため、初期療育の充実が課題。	拡充	児童・生徒の障害の状態に適した柔軟かつ迅速な相談体制を実現するため、児童発達支援事業を廃止し、令和5年度より試行している初期療育サロンを本格実施していく予定。	緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	41	発達障害相談支援事業(相談)	○発達障害やその心配がある人、その家族、および関係機関からの発達障害に関する相談に応じた。 新規相談件数(16歳～18歳) 47件	様々な相談に対し適切な対応をすることができた。	継続	更なる相談体制の充実に 図るため引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)
	42	発達障害相談支援事業(支援)	○発達障害に関する相談を行い、関係機関等と連携して相談者のニーズに応じた支援を行った。 新規相談件数(7歳～15歳) 283件(子育て支援センター)	発達障害に関する相談支援体制の充実に取り組むことができた。	継続	更なる相談体制の充実に 図るため引き続き実施。	陽光園(療育相談室)
	43	就学移行支援事業	○小学校就学の際に、児童の発達特性や就学前の支援内容を、保護者の同意を得て就学先に生活支援シートMapの「つなぐページ」を使用して伝えることで、安心して学校生活を送ることをめざした支援を実施した。 申込者数 585人	支援を受けている児の保護者や保育所等の教職員へ広く浸透し、小学校との情報共有が図られている。	継続	就学前の情報共有を求め る保護者や支援者のニーズ が高く、今後も継続する。	陽光園(療育相談室)

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
障害のある人の権利擁護に向けた取組							
⑨障害のある人への虐待の防止及び早期発見と適切な対応の推進を図ります。	47	障害者虐待防止事業	○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、障害者虐待やその恐れのある事案について発見者からの通報を受付した。また、マニュアルに基づき早急な事実確認を行い、早期発見・早期対応、障害者の安全を優先し、支援体制の確保に努めた。 通報件数: (緑) 身体・知的班5件 精神保健班18件 (中央) 身体・知的班7件 精神保健班7件 (南) 身体・知的班10件 精神保健班17件	早期発見・早期対応に努め、早急な事実確認を行い、障害者の安全を優先し、支援体制の確保に努めた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	48	障害者虐待防止事業(高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会)	○高齢者・障害者の虐待防止を推進し、迅速かつ的確な対応を図るため、地域の関係者や関係団体・機関で構成する「相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、連携のための情報交換を行った。 開催日 令和6年1月29日	様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有ができた。	継続	引き続き、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有を進め、相互の連携強化を図る。	高齢・障害者福祉課 4高齢者にも掲載
⑩成年後見制度の利用の促進を図るとともに、市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を進めます。	49	成年後見制度利用支援事業	○判断能力が十分ではない知的障害者や精神障害者等であって、親族の援助が期待できない方に対し、市長が後見等開始の申立てを行った。 また、後見、保佐及び補助開始のための審判請求に係る費用及び後見人等への報酬費用の助成を行った。 ・市長申立て 10件 ・審判請求費用 0件 ・報酬費用 55件	制度の利用が必要な方へ適切な支援を実施することができた。	継続	今後、制度利用者数の増加が見込まれることから、引き続き制度利用に係る必要な支援を図る。	高齢・障害者福祉課 4高齢者にも掲載
	50	成年後見制度利用促進事業	○判断能力が十分ではない知的障害者や精神障害者等の方が、地域で安心して暮らすことができるよう、制度の利用を促進するとともに、関係機関との連携強化を目的とした権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会の運営を行った。 年3回開催	成年後見制度の利用が必要と思われる方に対して、制度の利用を促進するとともに、協議会を通じて制度の推進及び連携強化を図ることができた。	継続	更なる制度の利用促進に向けて、第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき施策の推進を図る。	高齢・障害者福祉課 4高齢者にも掲載
⑪福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。	51	さがみはら成年後見・あんしんセンター運営費	○さがみはら成年後見・あんしんセンターが実施する「日常生活自立支援事業」に対し、補助金を交付した。	さがみはら成年後見・あんしんセンターの事業運営に対して、適切な支援を実施することができた。	継続	今後、日常生活自立支援事業の利用者の増加が見込まれることから、更なる運営支援策の検討が必要	高齢・障害者福祉課 4高齢者にも掲載
⑫障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に取り組みます。	52	精神保健相談指導等事業	○当事者や介護者、地域住民などから精神障害を理由とする差別に関する相談を受けた際、共生社会に向けての考え方や障害者に対して適切な対応がなされるよう、合理的配慮の提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	53	障害児者自立支援給付に係る相談	○当事者や介護者、地域住民などから身体・知的障害を理由とする差別に関する相談を受けた際、共生社会に向けての考え方や障害者に対して適切な対応がなされるよう、合理的配慮の提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	54	発達障害サポートカードの配付	○発達障害の特性がある方とその家族が、生活する上で不便さや困り感のある場面で、必要なサポート内容を記載したカードを提示することで、生活しやすくするためのカードを作成し、相談窓口や講演会・イベント等で配架した。 配架窓口 精神保健福祉センター、各区高齢・障害者相談課、各福祉相談センター、各子育て支援センター療育相談班、中央子育て支援センター母子保健班、児童相談所 講演会・イベント 啓発講座の会場にて配架	窓口の名称変更等により、令和5年度にサポートカードのチラシの改訂を行った。サポートカードにより、発達障害のある人が、周囲の人へ理解や配慮を伝えやすくなっている。	継続 発達障害への理解促進を図るためには、継続した事業実施が有効であるため、引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	55	障害者差別解消推進事業	○イベント等において啓発パンフレット等の配布 ○職員向け研修の実施 開催日 令和5年7月18日 参加者数 49人 ○障害者差別解消支援地域協議会の開催 開催日 令和6年2月22日～3月7日(書面開催)	障害者差別解消支援地域協議会においては、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの取組について情報共有ができた。	継続 引き続き、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの取組について情報共有を進め、相互の連携強化を図る。	高齢・障害者福祉課	

障害のある人の社会参加に向けた取組の推進

⑬ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。	56	アクセシビリティ試験業務	○市ホームページにおいて、主に高齢者、障害者及び一時的な障害のある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるためウェブアクセシビリティJIS規格への対応に努めた。	JIS規格(JIS X 8341-3:2016)の適合レベルAに一部準拠	継続 不適合項目は適合レベルAAに準拠するよう修正	広聴広報課	
	57	精神保健普及啓発事業(ほかほかふれあいフェスタ2023障害者週間キャンペーン)【再掲】	○ほかほかふれあいフェスタ2023障害者週間キャンペーンで、「障害者の理解に向けたパネル展示および舞台発表」を実施した。 開催日 令和5年11月25日 場所 サンデック相模大野	本市が後援しているイベント等で啓発することで、精神障害に関する理解を深める機会となった。	継続 引き続き、精神障害の理解を深めるため、イベント参加、広報物の作成等を通じて啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉センター	7疾病等にも掲載
	58	身体障害者等の優先利用駐車スペースの充実	○市営自動車駐車場における身体障害者等の優先利用駐車スペースを確保した。	必要な方に優先利用駐車スペースを提供出来た。	継続 引き続き優先利用駐車スペースを提供する。	路政課	
	59	学校施設の整備	○学校施設を整備した。 ・校舎改造工事によるバリアフリー化 整備校 5校 橋本小学校、九沢小学校、淵野辺東小学校、弥栄中学校、相模中学校 ・屋内運動場改修工事によるバリアフリー化 整備校 6校 淵野辺小学校、東林小学校、鶴の台小学校、大野北小学校、くぬぎ台小学校、大島小学校 ・トイレ整備工事によるバリアフリー化 整備校 3校 並木小学校、緑が丘中学校、相模丘中学校	各工事を実施し、校舎等のバリアフリー化を推進した。	継続 引き続き各工事の中で必要な設備の設置等を進め、バリアフリー化を推進していく。	学校施設課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	60	障害者スポーツ大会等活動支援事業	<p>○全国障害者スポーツ大会への相模原市選手団の派遣や神奈川県障害者スポーツ大会の開催等を行った。</p> <p>・特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に相模原市選手団を派遣。 開催日 令和5年10月28日～30日 開催地 鹿児島県 派遣人数 選手18名(個人競技6種目)</p> <p>○「第17回神奈川県障害者スポーツ大会」を神奈川県と共催。 令和5年4月～令和6年2月にかけて全9競技会を実施。 開催地 神奈川県立スポーツセンター(藤沢市)等 相模原市参加選手 合計135名</p>	障害者がスポーツを通じてその人らしさを表現し、健康・体力の維持増進を図るとともに、参加者相互の交流を促し、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができた。	継続 引き続き支援していく。	スポーツ推進課	
	61	図書館におけるバリアフリー資料コーナーの設置	○障害のある方が利用しやすいよう、また一般の方も気軽に利用出来るよう、DAISYやLLブック、点字資料や布絵本を集めたコーナーを設置している。	障害のある方だけでなく、来館したどなたにも利用していただいているが、保有資料に限られている。	継続 新たな資料の確保や、さらなるコーナーの充実に努めていく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館	
	62	けやき体育館との協力事業	○地域への障害者及び障害に対する理解促進を図ることを目的に、けやき体育館主催の「ふらっとアート」、「けやき体育館フェスタinけやきウイーク」において工作プログラムを実施した。 ・ふらっとアート 10月14日 参加者11人 ・ふらっとアート 2月17日 参加者6人 ・けやき体育館フェスタ12月9日 参加者34人	主催者と内容について協議を重ねたことで、障害の有無にかかわらず、様々な市民が参加できる事業となった。今後も、誰もが気軽に参加できる事業を目指していきたい。	継続 参加者に向けた道具の使い方や説明方法、環境配慮等について、主催者との意見交換をもとに工夫して進めていきたい。	アートラボはしもと	
	63	さがみはらSAKURA路上アートでの事業協力「創造団子らぼや」	○文化芸術の振興と共生社会を推進することを目的としたイベントでワークショップを実施。 開催日 3月30日 参加者 51人	イベント訪問者の多くがワークショップにも参加した。障害の有無に応じて取り組めるワークショップについて主催者に確認する必要がある。	- 主催事業ではないため今後については未定。	アートラボはしもと	
	64	メール119・NET119による119番通報	○メールやスマートフォンにより119番通報を受け付けた。 実績 7件	音声による通報が困難な方からの要請を受信することができ、円滑な情報聴取に効果的であった。一方、事前登録制であることやNET119はスマートフォン操作が必須であることが課題である。	継続 引き続き、同様の内容で取り組むこととする。	消防局警防部指令課	
⑭就労を支援するための取組の充実を図ります。	65	精神保健相談指導等事業	○精神障害のある人の就労に関する相談体制を整備した。	各種相談時に就労に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続 継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	66	障害児者自立支援給付に係る相談(就労相談)	○身体・知的障害のある人の就労に関する相談を実施した。 就労に関する相談実績 緑74件、中央228件、南197件 ※緑は旧4町含む	身体・知的障害の特性、種別や程度に応じた相談を実施し、必要な情報、制度・サービスの提供を行うことができた。	継続 継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	67	障害児者自立支援給付に係る相談(就労訓練の決定等)	○障害福祉サービスでの就労訓練を希望した者に対し、申請相談・受付・支給決定を実施した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	68	発達障害者就労支援事業	○相模原市社会福祉事業団と連携し、成人期における発達障害者の就労支援を実施した。 支援者数 201人	発達障害の特性に応じた支援を実施し、就労支援体制の充実に取り組むことができた。	継続	更なる相談体制の充実を図るため引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	69	障害者就労支援事業	○障害者支援センター松が丘園において、障害のある方を対象に就労支援事業を実施した。 新規相談者件数124件 就労者数61人	障害のある方に応じた就労支援をすることで就労へとつながった。	拡充	障害就労の普及啓発事業を実施するなど今後更なる就労支援を推進する。	高齢・障害者福祉課	9労働者にも掲載
	70	障害者対象の選考を実施	○市職員の採用に当たって、障害者を対象とした採用選考を実施した。 9月実施分 募集 3人程度 申込 51人 第1次選考(9月24日) 受験 35人 最終合格 1人	障害者を対象とした選考で、受験にあたっての環境的配慮を行っている。 今後の本市の障害者雇用について、任命権者(人事・給与課、教職員人事課)と連携を深めていく。	継続	引き続き、実施していく。	任用調査課	
⑮インクルーシブ教育の推進に向けた取組を充実します。	71	インクルーシブ教育の推進	○非常勤介助員の配置 ○支援教育支援員の配置 ○医療的ケアの実施 ○支援教育ネットワーク協議会の開催	・教育内容の充実を図るため、支援教育支援員・非常勤介助員・看護師を配置し、適切な指導及び必要な支援につなげることができた。 ・医療的ケアをはじめ様々な教育的ニーズが増え、教員の専門性の向上や人材確保などが必要である。 ・配置する会計年度任用職員(支援教育支援員、非常勤介助員、学校看護師)の人材と予算の確保が課題である。	継続	引き続き、実施していく。	学校教育課	

4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進

施策の基本的方向

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む中で、高齢者の人権を尊重し、権利を擁護するとともに、生きがいづくりや自己実現に向けた社会参加の推進に取り組めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・虐待の防止、早期発見を目的に一般市民・介護家族・関係者を対象とした普及啓発用リーフレットを配布した。
- ・認知症について正しく理解し、認知症のある人と家族を温かく見守る応援者である認知症サポーター養成講座を開催した。

◎相談・支援の充実

○高齢者の権利擁護に向けた取組

<主な取組>

- ・高齢者等虐待に関する相談について、ケースの状況に応じ、必要な関係機関等と連携し、虐待の防止並びに早期対応が図れるよう、総合的支援を行った。
- ・契約や商品に関するトラブルなどの消費生活相談を実施した。
- ・市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者等に対し、フォローアップ研修を実施した。

○認知症施策の推進

<主な取組>

- ・認知症が疑われる人、認知症のある人やその家族に対して、医療・介護の複数の専門職が訪問をし、初期の段階で包括的かつ集中的に自立した生活ができるよう支援した。

○高齢者の社会参加に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・相模原市就職支援センターにおいて、高齢者に対し、それぞれの状況に応じた就労支援を行った。
- ・第35回全国健康福祉祭愛媛大会(ねんりんピックえひめ2023)に相模原市選手団を派遣した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者の虐待防止に関する普及啓発を推進します。	1	高齢者虐待防止対策事業(啓発リーフレット)	○虐待の防止、早期発見を目的に、一般市民・介護家族・関係者を対象とした普及啓発用リーフレットを作成し、高齢者支援センター、関係機関等にて配布した。 作成部数 2,450部	関係課での配架や配布資料としての活用などにより、様々な機会にて虐待防止と発見時の通報などに係る啓発に役立った。	継続 引き続き、実施していく。	高齢・障害者福祉課	
②成年後見制度についての理解を促進します。	2	成年後見制度利用支援事業【再掲】	○判断能力が十分ではない認知症高齢者等であって、親族の援助が期待できない方に対し、市長が後見等開始の申立てを行った。 また、後見、保佐及び補助開始のための審判請求に係る費用及び後見人等への報酬費用の助成を行った。 ・市長申立て 48件 ・審判請求費用 2件 ・報酬費用 143件	制度の利用が必要な方へ適切な支援を実施することができた。	継続 今後、制度利用者数の増加が見込まれることから、引き続き制度利用に係る必要な支援を図っていく。	高齢・障害者福祉課	3障害のある人にも掲載

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	3	成年後見制度利用促進事業【再掲】	○判断能力が十分ではない認知症高齢者等の方が、地域で安心して暮らすことができるよう、制度の利用を促進するとともに、関係機関との連携強化を目的とした権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会の運営を行った。 ・協議会 年3回開催	成年後見制度の利用が必要と思われる方に対して、制度の利用を促進するとともに、協議会を通じて制度の推進及び連携強化を図ることができた。	継続 更なる制度の利用促進に向けて、第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき施策の推進を図っていく。	高齢・障害者福祉課	3障害のある人にも掲載
③認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、認知症に対する理解を促進します。	4	認知症サポーター等養成事業	○認知症について正しく理解し、認知症のある人と家族を温かく見守る応援者である認知症サポーター養成講座を開催した。 実施回数158回 受講者数3,929人 累計61,698人	第8期相模原市高齢者保健福祉計画において掲げた令和8年度末までに認知症サポーター55,000人という目標値は達成している。	継続 今後は認知症サポーター等が地域で活躍できる仕組み(チームオレンジ)を推進し、認知症サポーター等による多様な支えと認知症のある人や家族のニーズのマッチングに取り組んでいく。	在宅医療・介護連携支援センター	
	5	世界アルツハイマーデー普及啓発	○認知症のイメージカラーであるオレンジ色の写真を缶バッチにしてプレゼントするキャンペーン 応募者数62人 ○認知症に関する展示(市役所本庁舎ロビー) 期間 9月4日～15日 ○認知症に関する展示(あじさい会館) 期間 9月6日～29日 ○アルツハイマーデーオープンセレモニー 開催日 9月10日 会場 市役所本庁舎前 参加者 約100人 ○オレンジライトアップ 期間 9月15日～25日 認知症疾患医療センターである総合相模更生病院をオレンジ色でライトアップ	認知症に関心のない方々が認知症について知るきっかけとなった。	継続 令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、9月を認知症月間、9月21日を認知症の日とし引き続き普及啓発を実施する。	在宅医療・介護連携支援センター	
	6	図書館職員専門研修	○認知症の利用者が気持ちよく図書館を利用出来るように、窓口での心構えや対応について学ぶ研修を実施した。 実施日 12月14日 受講者 67人	図書館や図書室の現場で直接利用者に接する者にとって、認知症に対する理解と対応の参考になるヒントを得るきっかけとなった。	継続 今後も引き続き担当職員の知識や理解を深めていくため、職員研修の題材として積極的に取り上げていく。	図書館	

相談・支援の充実

高齢者の権利擁護に向けた取組

④高齢者虐待等の防止及び早期発見と適切な対応を推進します。

7	介護サービス相談員派遣等事業	○介護サービスに関する利用者からの相談に応じるため、介護サービス相談員を派遣した。 介護サービス相談員登録者数 23人 派遣回数 延べ371回 面接延べ人数 2,298人 相談員を派遣したことによる好転反応 78件 不適切ケアと思われる報告 10件	・毎月2回程度、市内の特別養護老人ホーム等へ介護サービス相談員を派遣し、利用者の話を聞き、施設職員との橋渡しを行うことにより、介護サービスの質の向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で相談員派遣を一時中止していたこともあり、相談員派遣受入が未再開となっている施設がある。	継続 相談員から高齢者虐待を含む不適切ケアと思われる内容が報告された際の庁内における体制の整備が必要	高齢・障害者支援課	
8	高齢者虐待防止対策事業	○高齢者等虐待に関する相談を受け、相談ケースの状況に応じ、必要な関係機関等と連携し、虐待の防止並びに早期対応を図り、総合的支援に努めた。 相談件数 269件	虐待要因となる課題が複雑化、多様化しているケースの支援が課題となっている。	継続 引き続き、実施していく。	緑高齢障害者相談課 中央高齢障害者相談課 南高齢障害者相談課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
	9	高齢者虐待防止対策事業(相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会)【再掲】	○高齢者・障害者の虐待防止を推進し、迅速かつ的確な対応等を図るため、地域の関係者や関係団体・機関で構成する「相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、連携のための情報交換を行った。 開催日 令和6年1月29日	様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有ができた。	継続	引き続き、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有を進め、相互の連携強化を図る。	高齢・障害者福祉課 3障害のある人にも掲載	
	10	高齢者虐待防止対策事業(相模原市高齢者・障害者虐待等対応専門家チーム)【再掲】	○医師、弁護士等を委員とする「相模原市高齢者・障害者虐待等対応専門家チーム」から高齢者・障害者虐待等の困難ケースに対し、より専門的な対応が図れるよう助言を受けた。 ケース件数 9件	分野に応じた専門家からの助言を受けることで、困難なケースに対し適切な対応をすることができた。	継続	引き続き、実施していく。	高齢・障害者福祉課 3障害のある人にも掲載	
	11	⑤成年後見人養成・支援事業【再掲】	○市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者等に対し、フォローアップ研修を実施した。 研修修了者 9名 フォローアップ研修 3回実施	担い手の確保・育成のため、市民後見人候補者の養成を推進することができた。	継続	更なる担い手の確保のため、周知・啓発を行うとともに、運用方法の見直し等の検討を行う。	高齢・障害者福祉課 3障害のある人にも掲載	
	12	さがみはら成年後見・あんしんセンター運営費【再掲】	○さがみはら成年後見・あんしんセンターが実施する「日常生活自立支援事業」に対し、補助金を交付した。	さがみはら成年後見・あんしんセンターの事業運営に対して、適切な支援を実施することができた。	継続	今後、日常生活自立支援事業の利用者の増加が見込まれることから、更なる運営支援策の検討が必要。	高齢・障害者福祉課 3障害のある人にも掲載	
	13	⑥高齢者の消費者としての権利の保護と自立を支援し、安全で安心した消費生活の確保に向けた取組を進めます。	○消費者被害を未然に防止するため、高齢者及び高齢者を見守る人向けの講座を開催した。 ・高齢者向け悪質商法に関する出前講座 講座数 18件 受講者数 422人 ・高齢者を見守る人向けの出前講座 講座数 3件 受講者数 59人	自主的かつ合理的な判断や選択ができる自立した消費者を育成することを目的とした消費生活相談員による出前講座の実施により、高齢者の消費者被害の実態や対処法についての情報提供等を行うことで高齢者が巻き込まれやすい消費トラブルについての啓発効果があった。	継続	多くの地域で出前講座を開催していただけるよう効果的な周知を引き続き、実施していく。	消費生活総合センター	
	14	消費生活相談	○契約や商品に関するトラブルなどの消費生活相談を実施した。 実施日 年末年始を除き毎日 60歳以上が契約当事者の相談件数 2,112件 (全相談の38.5%)	新型コロナウイルス感染症やデジタル技術の高度化等の社会環境の変化や、民法改正等の国の動向など、消費者を取り巻く環境は多様化・複雑化している。こうした社会情勢の変化に対応した専門職である消費生活相談員の相談対応により、相談件数の多い高齢者の消費者被害の救済及び未然防止が図られた。	継続	判断能力が不十分な高齢者は悪質な事業者に狙われやすい傾向にあるため、当事者や家族だけでなく、地域や事業者などの第三者が連携・協働した見守りを実施していく。	消費生活総合センター	
	認知症施策の推進							
	⑦認知症の人とその家族に対する身近な地域での相談・支援を推進します。	15	地域包括支援センター運営事業	○市内地域包括支援センターにおいて、認知症のある人やその家族への相談支援、認知症に対する普及啓発等を実施した。 相談 6,284件 安心ガイドブックの配布 414部 居場所づくりへの支援 255回	認知症のある人やその家族ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく希望を持って暮らし続けることができるよう、地域特性を踏まえた認知症に関する取組を進めることができた。	継続	引き続き、実施していく。 ・認知症に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発 ・認知症のある人やその家族への相談支援 ・関係機関等との連携・協働による包括的支援の実施 ・地域の見守りや支援体制の強化や社会参加活動の支援	地域包括ケア推進課
		16	もの忘れ相談	○もの忘れの心配のある人や家族等が早めに適切に対応できることを目的に、医師による相談を実施した。 ※以下4課合計 事業開催数 22回 相談件数 31件	相談対象者を在住地区に限定せずに柔軟な対応で利用しやすいよう運用している。広報紙を見ての予約が多いものと考えられ、定期的に相談予約が入っている。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢者相談課 中央高齢者相談課 南高齢者相談課 津久井高齢・障害者相談課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑧認知症の早期発見・診断・対応のための体制強化などを医療や介護、地域との連携により、総合的な認知症施策を推進します。	17	認知症初期集中支援事業	○認知症が疑われる人、認知症のある人やその家族に対して、医療・介護の複数の専門職が訪問をし、初期の段階で包括的かつ集中的な支援を行い自立した生活を支援している。 初期集中チーム員会議7回 依頼件数4件	多職種が様々な立場でそれぞれの知見から意見交換をすることや地域が抱える課題が明らかになるといった意義がある。 コロナ禍での対面会議を行わない中で経験や、これまでの積み重ねにより関係する機関との連携が強化されてきたことで、会議を介さずに支援の検討がされるようになり、会議自体の実績は減っている。	継続	引き続き、実施していく。	在宅医療・介護連携支援センター	
	18	支え手帳(認知症地域連携パス)	○認知症のある人が、よりよい医療やサービスを受けられるようにするため、かかりつけ医や介護関係者、家族等が情報を共有し連携を図り、認知症ケアの質の向上を目指す「支え手帳(認知症地域連携パス)」を発行している。 発行数8件	「支え手帳」発行後の活用状況について把握できていない。	継続	「支え手帳」の活用状況のほか、利用者、関係機関の声等実態把握が必要である。	在宅医療・介護連携支援センター	

高齢者の社会参加に向けた取組の推進

⑨介護予防・日常生活支援総合事業等の一層の充実を図るとともに、ボランティアや地域活動などを通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進します。	19	介護支援ボランティア事業(さがみはらふれあいハートポイント事業)	○高齢者がボランティア活動を通して地域貢献、社会参加することで介護予防の促進を図ることを目的に、介護支援ボランティア事業を実施した。 ボランティア登録者数 1,516人 受入協力機関数 316施設 シニアサポート活動 94団体	高齢者のボランティア活動を通じた地域貢献を奨励・支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防や生きがいづくりを促進することができた。	継続	・シニアサポート活動用については、令和6年度から「訪問・通所型住民主体サービス事業(シニアサポート活動)」の奨励金に統合したため、令和5年度をもって廃止した。 ・高齢者福祉施設等での活動については、引き続き事業を実施していく。	高齢・障害者支援課	
	20	介護予防サポーター事業	○介護予防の普及啓発活動及び介護予防事業に協力する介護予防サポーターを養成・育成し、介護予防の取り組みを促進した。 養成講座 15回 受講者 実23人、延べ115人 修了者23人 活動者 196人 ※養成講座に関することは緑・中央・南高齢障害者相談課、登録・育成支援に関することは高齢・障害者支援課が行い連携して実施している。	介護予防サポーターを養成・育成することで、地域における介護予防の取組を促進することができた。	継続	介護予防サポーター養成講座の参加者数が減少しているため、令和7年度に向けて養成講座プログラムの見直しをしている。	高齢・障害者支援課	
⑩高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる環境づくりを推進します。	21	シルバー人材センター支援事業	○シルバー人材センターの会員の拡充と事業の活性化を図るなど高齢者の就業を促進した。 会員数 3,020人 受託件数 22,989件 (ともに令和6年3月末日現在) 就業率 83.3% 就業延べ人員 235,378人	高齢者に就業機会を提供することで、追加的収入を得るとともに、生きがいの充実や、社会参加を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することができた。	継続	働く意欲を持つ高齢者に就業機会を提供することで、生きがいの充実や社会参加を引き続き図る。	高齢・障害者福祉課	
	22	高齢者地域活動支援事業	○「50代から始める地域活動マッチング相談会」として、地域で活動などを行う団体と地域活動に参加意欲のある方をマッチングする機会を提供した。 参加者数:42名(申込者46名、欠席者6名、当日受入1名、相談会のみ参加1名)	地域活動に参加するきっかけづくりや、地域活動に対する意識を高めてもらうことができた。	拡充	実施回数を増やしていく。	高齢・障害者福祉課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	23	介護予防普及啓発事業(市民大学「あじさい大学コース」)	○「市民大学」内の「あじさい大学コース」として健康・介護予防の知識の普及啓発、社会活動を行うきっかけづくり、講座で得た知識や技術を地域に還元できるような人材の育成を目的とした講座を開催した。 前期:4講座、受講者数:125人 後期:5講座、受講者数:141人	受講者アンケートにて、学んだことの活用場として、「自分自身の生活を豊かにする」と回答した割合が80%を超えるなど、受講後の生活の豊かさの向上に資することができた。 アンケート:市民大学で学んだことの活用場として、「自分自身の生活を豊かにする」と回答した受講者の割合 83.6%	継続 令和5年度に行った事業として、「評価・課題」欄に記載したとおり、受講後の生活の豊かさの向上に資することができたため、引き続き同様の内容で実施する。	高齢・障害者福祉課	
	24	相模原市老人クラブ連合会運営支援事業	○高齢者の仲間づくり、生きがいと健康づくりを目指している老人クラブ連合会を支援した。 クラブ数 191クラブ 会員数 8,996人 (ともに令和6年4月1日現在)	友愛活動等の事業を通じて、地域の担い手として貢献した。また、スポーツ大会等の事業を通じて、仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりに取り組むことができた。	継続 引き続き、事業を通じて生きがいづくりや健康づくりに取り組むとともに、団体に関する周知を行い、加入促進を図る。	高齢・障害者福祉課	
	25	無料職業紹介事業	○相模原市就職支援センターにおいて、高齢者に対し、それぞれの状況に応じた就労支援事業を実施した。 (60代以上実績) 就職相談数 226件 就職者数 43人	高齢者の就労に関する相談対応等を通じ、就労に関する適切な支援を実施することができた。	継続 引き続き、実施していく。	産業支援・雇用対策課	9労働者にも掲載
	26	全国健康福祉祭事業	○第35回全国健康福祉祭愛媛大会(ねんりんピックえひめ2023)に相模原市選手団を派遣した。 開催日 令和5年10月28日～30日 開催地 愛媛県 派遣人数 106名(18種目)	高齢者の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催する全国健康福祉祭(ねんりんピック)の趣旨を踏まえ、全国から集まる仲間との交流によって得られる経験をもとに、地域での生きがい活動や社会参加活動を促進に寄与することができた。	継続 引き続き、選手団の派遣に取り組んでいく。	スポーツ推進課	
	27	図書館におけるシニア向け資料コーナーの設置	○高齢者の社会参加に資するような資料を集めたコーナーを設置している。	・人生訓や趣味、税金、PC等に関する資料を集め、容易に手に取っていただける環境を整備した。 ・保有資料が限られている。	継続 新たな資料の確保や、さらなるコーナーの充実に努めていく。	図書館 橋本図書館	

5 同和問題(部落差別)の解決に向けた取組の推進

施策の基本的方向

同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するための教育や啓発、関係団体等と連携した相談・支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

・人権・同和問題に関する情報収集や正しく理解するため、人権・同和団体の発行する機関紙・冊子等の関係各課への配布や同和団体が主催する講演会等に市職員を派遣した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

・法務局と連携し、人権擁護委員による人権相談を実施した。
・県及び県内33市町村により構成される同和对策事業推進県市町村連絡会が主催した研修会にて情報交換等を行った。

◎個人情報の保護

<主な取組>

・各種証明書の発行に際して、本人確認と請求権の確認を行うとともに、不正取得の抑止を図るためにホームページで周知を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めるための教育や啓発を推進します。	1	人権・福祉教育の推進	○人権・福祉教育担当者会において同和問題についての理解を促進するとともに、総合的な人権教育として推進することの周知を図った。	人権・福祉教育担当者が同和問題に関して理解を深める機会を提供することができた。	継続	同和問題(部落差別)をテーマに教職員向けの人権教育指導資料集を作成していく。	学校教育課
	2	人権啓発推進事業(啓発冊子等による周知啓発)	○人権・同和問題に関する情報収集や正しい理解の促進のため、人権・同和団体の発行する機関紙や冊子等と関係各課へ配布した。また、公共施設等で配架し、市民等への啓発等を行った。 機関紙・冊子等数 10種 関係各課配布先 24箇所 配架公共施設 110か所	人権・同和問題に関する情報収集や、職員の人権に関する意識の向上、人権・同和問題に関する市民への啓発に寄与している。	継続	引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課
	3	人権啓発推進事業(教育機関における啓発冊子等による周知啓発)	○人権・同和問題に関する情報収集や正しい理解の促進のため、人権や同和に関する機関紙や冊子等を教育機関等へ配布した。 機関紙・冊子等数 6種 配布先 138箇所	人権・同和問題に関して理解を深める機会を提供することができた。	継続	各機関誌や、冊子等の有効活用が図られるよう、配布を行うだけでなく、定期的に事務連絡等での周知を行う。	教育総務室
	4	人権啓発推進事業(職員研修)	○人権に関する職員研修の一環として、外部人権団体や同和団体が主催する講演会等へ市職員が参加した。 講座数 4講座 参加者数 6人 講演会等数 4件 参加人数 104人	職員の人権に関する意識の向上を図ることができた。	継続	職員の人権に関する意識向上のため、引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課
	5	人権啓発推進事業(高額同和図書等の購入要求への対応)	○高額同和図書等の購入要求への対応方法及びえせ同和行為等発生時の報告について、庁内周知を行った。 実施月 4月	人事異動の時期を捉え周知等を行うことで、高額同和図書等の購入要求やえせ同和行為に対して適切に対応していく体制の整備に資することが出来ている。	継続	引き続き、人事異動の時期を捉え、実施していく。	人権・男女共同参画課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実							
③国や関係団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。	6	人権相談事業	○人権擁護委員による人権相談を実施した。 緑区役所市民相談室 第4金曜日 中央区役所市民相談室 第1金曜日 南区役所市民相談室 第2水曜日 津久井まちづくりセンター 第2水曜日 相談方法:窓口 相談件数:7件	法務局と連携し、人権相談を開催し、相談者の相談に適切に対応することができた。	継続 今後も、ホームページなどで、人権相談を周知していく。	区政推進課 各区役所区政策課 津久井まちづくりセンター	
④同和問題(部落差別)の解消を図るため、関係団体や関係機関との連携を推進します。	7	人権啓発推進事業(関係団体との連携)	○人権・同和問題に関する情報収集等のため、同和団体が開催する会議等に出席した。 出席数 1回	人権・同和問題に関する情報収集や、職員の人権に関する意識の向上を図ることができた。	継続 引き続き、会議等の出席を通じ、情報収集等に努めていく。	人権・男女共同参画課	
	8	人権啓発推進事業(関係機関との連携)	○県及び県内33市町村により構成される同和对策事業推進県市町村連絡会が主催した研修会にて情報交換等を行った。	部落差別に関する講演会にて構成団体と共通認識を持つとともに、人権・同和問題に関する、県及び県内市町村間の情報交換等を行った。	継続 引き続き、情報交換等のために継続していく。	人権・男女共同参画課	
個人情報の保護							
⑤戸籍情報が身元調査等に不正利用されないよう個人情報の保護に取り組みます。	9	戸籍証明書等の交付(個人情報保護)	○戸籍法等に基づく戸籍証明書、住民票等を交付。	本人確認と請求権の確認を行い、個人情報の保護に努めた。	継続 引き続き、本人確認と請求権の確認を徹底する。	区政推進課	
	10	本人通知制度	○住民票の写し等の不正取得がされた場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的として本人通知制度を実施。 ○証明書請求の受付時に、本人確認と請求権の確認を実施。不正取得の抑止を図るためにホームページで周知。 令和5年度の通知制度の実績:なし	本人通知制度の運用やホームページにおける周知を通して、本人の権利及び利益の保護に努めた。	継続 今後も、ホームページなどで、本人通知制度を周知していく。	区政推進課	

6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現

施策の基本的方向

外国につながる子どもたちの教育支援や多文化共生についての啓発に取り組みます。
また、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流とまちづくりへの参画を促進するなど、外国人市民にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりに取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・日本語指導等が必要な外国籍の児童生徒や外国につながる子どもへの支援を行った。
- ・一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。なお、同条例では、人権教育・人権啓発等のほか「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」についても定めている。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・転入外国人市民が本市で生活していく上で必要な情報をまとめた「くらしのガイド(9言語)」のうち3言語を更新し、市ホームページで掲載した。
- ・外国人相談員や市民相談員を言語面で補助する事務補助員による外国人相談を実施した。

◎市民相互の交流と多文化理解の推進

<主な取組>

- ・さがみはら国際交流ラウンジによる、国際交流・国際理解に関するフェスティバルや、パネルディスカッションなどを実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①学校教育等での多文化共生についての理解を深める施策を推進します。	1	国際理解授業	○さがみはら国際交流ラウンジによって国際理解授業を実施した。 実施数 12件 参加者数 336人 (令和5年度実績)	参加者を増やす必要がある。	継続 引き続き、実施していく。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	2	外国人英語指導助手活用事業	○61人の外国人英語指導助手(ALT)を市内全ての小・中学校に配置した。	ALTの配置により、学習した内容をネイティブ・スピーカーに対してただちに実体験することができ、楽しみながら外国語に触れたり、外国の生活や文化などに親しむとともに、自国の文化と伝統を理解する契機となった。	継続 今後も、学校の日常生活の中で、児童生徒とALTとのコミュニケーションがさらに充実していくよう事業を推進していく。	学校教育課	
②外国につながる子どもたちの教育支援活動や居場所づくりを促進します。	3	外国につながる子どもたちに対する学習教室への支援	○さがみはら国際交流ラウンジにおいて、週3回学習教室を実施した。	ボランティア及び参加者を増やす必要がある。	継続 ホームページやフェイスブックなどを活用し、学習機会の周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	4	人権・福祉教育の推進(人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会)	○人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。 人権・福祉教育担当者会(年2回実施) ○教員向けに人権教育指導資料集vol.7～外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現～を作成し、周知を図った。	人権教育指導資料集を作成し、教員に周知し、児童生徒指導に生かすことができるようにした。	継続 作成した資料集を活用していく。	学校教育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
	5	外国人の子ども等への学習支援対応の充実	○日本語指導等が必要な外国籍の児童生徒や外国につながる子どもへの支援の充実を図った。 ・日本語指導のために日本語巡回指導講師を学校に派遣した。 講師数 35人 対象児童生徒数 延べ154人 講師派遣回数 延べ3,645回 ※国籍を問わず本人・保護者の希望に沿ってアセスメントを実施するとともに、日本語に不安がある児童については声掛けを実施 ・日本語での会話等に支障がある保護者等が、学校の生活を理解できるように母語を活用した通訳等を実施した。 登録協力者数 48人 対象児童生徒数 延べ56人 協力者派遣回数 延べ989回	・日本語の指導が必要な児童生徒は年々増加傾向にある中、日本語指導講師や日本語指導等協力者の派遣による指導・支援により、日本語能力の向上や学校生活への適応を図ることができた。	継続	今後、日本語の支援を必要とする児童生徒が増加した場合、現状の体制で対応することが難しくなるおそれがあり、日本語指導講師の増員や総指導回数を増やすなど、市の実態に応じた支援体制の検討を図る必要がある。	学校教育課	
	6	外国人の子ども等にかかわる教育指針の推進	○母語通訳派遣(保護者支援) ○就学申請に訪れる外国人の子どもや保護者に対するガイダンス	外国人の児童生徒や保護者に対して、日本語の個別指導や保護者に対する通訳派遣を実施していることを説明することで、不安の解消ができた。	継続	現在母語通訳の対応言語は14言語であるが、対応できない言語もあるため、日本語指導等協力者の対応母語の幅を広げる必要性がある。	学校教育課	
	7	③外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めます。 相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定	○一人ひとりが、かけがえない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、令和6年3月に、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。なお、同条例では、人権教育・人権啓発等のほか「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」についても定めている。	不当な差別的言動の解消に向けた取組には、規制的な措置を含むため、条例の周知・啓発に努める必要がある。	継続	市HPや広報さがみはらへの記事掲載のほか、リーフレット、ポスター作成等の様々な機会を捉えて条例の周知・啓発に取り組む。	人権・男女共同参画課	

相談・支援の充実

④多言語での情報提供や相談体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣等、外国人市民も暮らしやすい環境づくりを推進します。	8	くらしのガイドの作成	○外国人市民が本市で生活していく上で必要な情報をまとめた「くらしのガイド(9言語)」のうち3言語(英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版)を更新し、市ホームページに掲載した。 9言語 英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版、ポルトガル語版、スペイン語版、タイ語版、カクログ語版、カンボジア語版、ベトナム語版	事業の周知を図る必要がある。	継続	ホームページやフェイスブックなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	9	HPによる情報提供	○外国人市民にとって必要な情報をさがみはら国際交流ラウンジのHPにおいて日本語及び7言語で提供した。 7言語 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、カクログ語、カンボジア語、ベトナム語	事業の周知を図る必要がある。	継続	ホームページやフェイスブックなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	10	転入者に対する多言語チラシの配付	○転入者に対し、さがみはら国際交流ラウンジを紹介するチラシを配付した。	事業の周知を図る必要がある。	継続	ホームページやフェイスブックなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	11	通訳ボランティアの派遣事業	○さがみはら国際交流ラウンジに登録されているボランティアを公共機関や医療機関等へ派遣した。 通訳ボランティア:126件	ボランティアを増やすとともに事業の周知を図る必要がある。	継続	ボランティアの人材確保に関わる各機関との連携を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	12	外国人相談の充実	○外国人相談員や市民相談員を言語面で補助する事務補助員による外国人相談を実施した。 中央区役所市民相談室 月 英語 火 フィリピン語 水 中国語 木 ベトナム語 金 スペイン・ポルトガル語 ※弁護士による法律相談、出入国管理局職員による在留手続相談も実施 緑・南区役所市民相談室では通訳電話相談を実施。 相談方法:電話・窓口 相談件数:609件	多言語での相談を実施することで、外国人市民の暮らしやすい環境づくりを推進した。	継続 今後も、ホームページやパンフレットなどで、外国人相談を周知していく。	区政推進課 各区役所区政策課	
	13	外国語版子育てガイドの発行	○外国語版子育てガイドの新規発行は中止し、在庫の配布のみ行った。	外国語版子育てガイドは2年に1回の頻度で9か国語に翻訳して配布していたが、情報の更新や対応可能な言語が限定されていることが課題となっている。そのため事業の見直しを行い、新規発行を中止して、多言語に対応しているホームページを活用することとした。	見直し 多言語に対応している市ホームページにアクセスしてもらえるよう、子育て情報のリンク先を掲載したチラシを多言語で作成し、配布することとする。	こども家庭課	
	14	市民周知・広報	○4R推進に向けた市民意識の醸成を図るため、啓発冊子「ごみと資源の日程・出し方」を作成し、ごみの減量化・資源化等に関する情報を発信した。 英語版:350部 中国語版:200部 ・冊子・電子データ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語 ・電子データのみ クメール語、タイ語、ベトナム語	外国語版の啓発冊子を作成することで、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流とまちづくりへの参画を促進するなど、外国人市民にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりにつながった。	継続 一定数の需要があることから、継続して冊子を発行する。	資源循環推進課	
	15	産前・産後サポート事業	○日本語で十分に意思疎通を図ることができない母子保健事業の対象妊産婦、対象児及びその保護者が、必要な相談等を行えるよう通訳を派遣した。 派遣回数70回(3時間/回) 英語・ベトナム語・タガログ語・スペイン語	日本語に不慣れな妊産婦や対象児の保護者への保健師等の支援時に通訳を派遣することで、対象者が相談等行うことができた。	継続 引き続き、継続していく。	こども家庭課	
	16	119番通報同時通訳サービス(多言語対応)	○日本語以外の言語での119番通報に対応できるよう、多言語に対応可能なコールセンターを介した同時通訳サービスを実施した。 対応言語 31言語 実績 27件	【評価】 外国語しか話せない方からも適切な部隊を現場へ向けるために必要かつ詳細な情報を聞き出すことができ、迅速で正確な対応が可能となった。 【課題】 日本語での通報が可能な方と比較すると通報に要する時間は長くなる。	継続 外国語しか話せない方からの要請の際に、適切な部隊を現場へ向けるために必要な情報を迅速かつ正確に聴取することに効果的であったため、次年度も同様の内容で取り組むこととする。	消防局警防部指令課	
	17	広報さがみはら作成時のルビ振り	○広報さがみはら作成時に外国人向けの記事にルビ振りを実施	外国人向けに周知する内容がより対象者に伝わるようにルビ振りを行うことで読める対象者を増やすことができた。	継続 引き続き、実施していく。	広聴広報課 さがみはら国際交流ラウンジ	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
市民相互の交流と多文化理解の推進								
⑤地域における外国人市民との交流の機会を創出し、地域活動への参画を促進します。	19	国際交流・国際理解事業	<p>○さがみはら国際交流ラウンジによる国際交流・国際理解事業を実施した。</p> <p>・さがみはら国際交流フェスティバル 実施日 10月1日 参加者 約1,000人</p> <p>・世界のひろば 実施月:4月・6月・8月・10月・12月・2月 参加者 延べ206人</p> <p>○国際理解講座 多文化共生パネルディスカッション テーマ「さがみはらし外国人市民です！みなさんに一言伝えたい」 実施日:10月1日 参加者:50人</p>	参加者を増やす必要がある。	継続	市内の大学や企業、団体などと連携し、イベントや講座への参加促進を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	⑥外国人市民の市政やまちづくり活動への参加を促進します。	20	市政に関する世論調査	<p>○市民(外国人市民含む)の市政に対する意識等を把握するため、世論調査を実施した。</p> <p>調査対象:18歳以上の市内在住者3,000人 抽出方法:住民基本台帳からの等間隔系統抽出 調査方法:郵送 調査期間:令和5年6月23日～7月14日 調査機関:調査専門機関へ委託【株式会社TDS】 回収数(率):1,277人(42.6%) 調査項目:10項目(40問)</p>	外国人市民が市政に参加する機会を創出することができた。	継続	今後も、外国人市民が市政に参加する有用な機会として事業を継続していく。	広聴広報課
21		外国人懇話会	<p>○外国人懇話会として議論を深めるために、外国人市民による市政検討会を設置し、2回実施した。</p>	外国人懇話会に向けて、議論を深めることができた。	継続	令和6年度に外国人懇話会を開催し、外国人委員、各機関との連携を深め、議論を進める。	国際課	

7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実

施策の基本的方向

感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に取り組みます。また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、患者の人権に配慮した相談・支援の充実に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・こころの健康に対する市民の関心を高めるとともに、精神疾患への理解を深めながら適切な対応をとることができることを目的にメンタルヘルス市民講座を開催
- ・市内中学校・高等学校を対象にエイズ・性感染症の予防を目的とした講演会を実施

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・感染症の予防やまん延防止を目的に、感染症患者、家族、施設等に対し、正確な情報収集・情報発信を行った。
- ・0歳から中学校3年生の小児に対して医療費助成事業の実施
- ・嗜癖問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつケースについて、当事者や家族・介護者に対して必要な医療情報や制度等に関する情報提供や保健指導により、社会復帰の支援を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する偏見や差別意識の解消に向けての教育・啓発を推進します。	1	精神保健普及啓発事業(医学基礎研修等の実施)	○基礎的・専門的な知識の習得と資質の向上を目的として、医学基礎研修等を実施した。 ・医学基礎研修の実施 実施回数 2回 延人員 125人 ・研修講師依頼応需 実施回数 3回 延人員 100人	精神保健福祉業務に従事する者等の知識の習得に効果があった。	継続 引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター	
	2	精神保健普及啓発事業(メンタルヘルス市民講座)	○こころの健康に対する市民の関心を高めるとともに、精神疾患への理解を深めながら適切な対応をとることができることを目的に講座を開催した。 開催日 令和5年8月25日 会場 ユニコムプラザさがみはら 開催回数 1回 参加者数 39人	市民のメンタルヘルスへの理解促進に効果があった。	継続 テーマを変えて引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	3	精神保健普及啓発事業(イベント啓発) 【再掲】	○各種イベントに参加し依存症に関する啓発を行った。 主なイベント ほかほかふれあいフェスタ2023 日時 令和5年10月21日 場所 ウェルネスさがみはら	本市が後援しているイベント等で啓発することで、依存症について理解を深める機会となった。	継続 引き続き、イベント等に参加し啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉センター	3障害のある人にも掲載
	4	精神保健普及啓発事業(精神保健福祉普及運動週間啓発事業)	○精神保健福祉普及運動週間啓発事業を実施した。 実施日 令和5年9月～12月 公共施設におけるパネル展示等	公共施設等のパネル展示により、市民が精神保健福祉への理解を深める機会となった。	継続 市民への精神保健福祉に関する啓発の一環として、引き続き実施する。	精神保健福祉センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	5	精神保健普及啓発事業(ほかほかふれあいフェスタ2023障害者週間キャンペーン)【再掲】	○ほかほかふれあいフェスタ2023障害者週間キャンペーンで、「障害者の理解に向けたパネル展示および舞台発表」を実施した。 開催日 令和5年11月25日 場所 サンデック相模大野	本市が後援しているイベントに参加することで普段馴染みのない方にも啓発することが出来た。	継続 引き続き、精神障害の理解に向け、イベント参加、広報物の作成等を通じて取り組んでいく。	精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	3障害のある人にも掲載
	6	精神保健普及啓発・地域支援事業【再掲】	○精神保健福祉普及週間(令和5年10月23日～10月30日)の前後で各区で啓発ブースを設置し、関連する掲示やリーフレットを配置。市民へのごころの健康や精神疾患・障害に関する普及啓発を行った。	市民に対する啓発としてよい機会となった。	継続 引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	3障害のある人にも掲載
	7	感染症対策事業・難病患者地域支援対策推進事業	○講演会やイベントを開催し、難病や感染症についての対応や疾病の正しい理解について啓発を行った。 ・難病講演会・つどい 開催回数2回 参加者163人 ・感染症関連研修会 開催回数19回 参加者215人 ※ 講演会のテーマにより相談会またはつどいを開催している。	コロナの影響により、講演会の中止や縮小を余儀なくされたが、感染予防対策を講じながら、集合型の講演会を開催した。またかながわ難病相談・支援センターとの共催によるオンラインでの講演会開催により、会場に出向くことが難しい患者が参加できた。	継続 引き続き、講演会の開催により、難病患者及びその家族等に対し、専門医等により療養上の不安の解消を図るとともに、最新の治療に関する情報提供を行い、療養生活を支援していく。	疾病対策課	
②学校教育においては、HIV等の感染症やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を進めます。	8	教育研修の充実	○学校においてメンタルヘルスや自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、精神科医を講師として講座を実施した。 ・自殺対策に関する出前講座 実施回数 1回 延人員105人	学校におけるメンタルヘルス、自殺対策への理解が深まった。	継続 若年層における自殺の問題は深刻さを増していることから、引き続き実施することとする。	精神保健福祉センター	
	9	性感染症予防対策事業(学校における講演会)	○市内中学校・高等学校を対象にエイズ・性感染症の予防を目的とした講演会を実施した。 ・中学校13回 参加者数1,698人 ・高等学校5回 参加者数1,095人	中高生に対し、性感染症予防の啓発を行う本事業の必要性は高いものと考えながら、講演内容は学校の実情や方針と学習指導要領との整合調整が必要である。	継続 引き続き学校や教育部局等との調整に努める。	疾病対策課	
相談・支援の充実							
③感染症患者や難病患者のプライバシーに配慮した相談体制の充実に取り組みます。	10	性感染症予防対策事業(無料検査・相談)	○HIV(エイズ)等の匿名無料検査・相談を実施した。 HIV相談 590件 HIV検査 586件 梅毒相談 589件 梅毒検査 573件	コロナ渦中は検査の縮小や休止を余儀なくされたが、検査申込の充足率が高く、検査実績もR5においてコロナ禍前の水準となった。 検査会場の確保や医師等専門職スタッフの確保が課題となっている。	継続 検査事業の安定継続のため、民間事業者への委託を含めた、人員体制の確保を検討する。	疾病対策課	
④感染症患者や難病患者及びその家族に対し、治療・療養上の不安の解消を図るとともに、必要な情報を提供し、患者の生活を支援します。	11	感染症患者等保健指導	○正確な情報収集・情報発信を感染症患者、家族、施設等に対し行い、感染症の予防やまん延防止に努めた。 保健指導件数(訪問・電話等) 合計 4,747件	新たな感染症の発生等もあり、正確な情報収集と情報発信が重要である。引き続き専門職の知識、技術の向上、人材育成に努める必要がある。	継続 引き続き正しい情報収集に努め、取り組みを行っていく。	疾病対策課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
⑤疾患及びその治療法、病院・診療所に関する情報、各種医療費助成制度など、市民が必要とするわかりやすい医療情報の提供を図ります。	12	小児医療費助成事業	○市ホームページ、広報、子育てガイド等により医療費助成事業制度の周知を図った。 ○0歳から中学校3年生の小児に対して医療費助成事業を実施した。 金額(円) 2,391,390,965円 人数(月平均) 67,384人 件数(年間合計) 1,197,652件 一人当たり医療費(年額) 35,489円	・人口減少等により年々受給者数は減少傾向にあるが、各種感染症の流行等により一人あたり医療費は例年に比べ増加傾向となった。	拡充 令和6年8月から対象を高校生世代まで拡充し、中学3年生まで所得制限を撤廃。	子育て給付課		
	13	ひとり親家庭等医療費助成事業	○ひとり親家庭の母子または父子に対して医療費助成事業を実施した。 金額(円) 330,952,262円 人数(月平均) 8,235人 件数(年間合計) 125,300件 一人当たり医療費(年額) 40,188円	人口減少等により年々受給者数は減少傾向にあるが、各種感染症の流行等により一人あたり医療費は例年に比べ増加傾向となった。	拡充	引き続き児童扶養手当受給者への医療費助成申請勧奨通知の送付することで制度の周知を図る。 また、児童扶養手当の制度改正に合わせた所得制限額の引き上げを行う。	子育て給付課	
	14	精神障害者入院医療支援金	○精神保健福祉法に基づき入院している精神障害者に、その入院医療費の一部(月額10,000円)を支給した。 市ホームページ、福祉のしおり等により周知を行うとともに市内及び近隣の精神科病院に対し、制度を周知するチラシの掲示及び入院患者への制度周知を依頼した。	・市民の制度理解が進み、制度の申請に繋がっている。 ・四縣市協調体制で実施しているため、他三縣市と歩調を合わせる必要がある。	継続	四縣市協調を維持しつつ、引き続き制度の周知に努める。	精神保健福祉課	
	15	自立支援医療(精神通院医療)	○精神通院医療費の負担軽減を図った。 市ホームページ、福祉のしおり等により制度の周知及び指定自立支援医療機関の周知を行うとともに指定自立支援医療機関に対しても患者への制度周知を依頼した。	・市民の制度理解が進み、制度の申請に繋がっている。 ・申請件数の増加に伴い、事務負担も増加している。	継続	引き続き制度の周知に努める。 業務委託を念頭に事務改善を検討する。	精神保健福祉課	
	16	精神保健福祉相談・訪問指導事業(精神保健福祉)	○精神保健福祉相談や訪問指導事業の中で、個別性に合わせ、病院・診療所に関する情報、各種医療費助成制度など、市民が必要とするわかりやすい医療情報の提供を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,352件 中央 4,158件 南 3,333件 津久井 1,108件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	17	医療機関の情報提供の充実	○市ホームページ、県が提供する「かながわ医療検索サービス」、市医師会、市歯科医師会及び市病院協会のホームページにより医療機関名や診療科目等の情報提供を行った。	相談・支援の充実につながった。	継続	県が提供するかながわ医療検索サービスが令和6年3月末をもって終了し、令和6年4月から国が提供する医療情報ネットに集約されたため、市ホームページにリンクを掲載している。 令和6年度中に、神奈川県が進めている#7119による医療機関案内が実行される場合には、市ホームページに掲載する予定。	地域保健課	
	18	在宅医療・介護連携従事者相談業務	○地域の医療・介護従事者からの在宅医療や介護に関する相談対応(市医師会に委託し、相談窓口を設置) 相談件数:65件 ※ 市民向けの相談窓口は市医師会が単独事業として設置している。	医療・介護従事者からの相談に対し、市内及び近隣の在宅診療や訪問看護の取り組み状況及び介護保険事業の実態等の情報を基に情報提供を行った。	継続	相談窓口としての業務の他、相談内容から出る課題の把握や傾向の分析を実施し、情報共有及び課題への対応策の検討を行う。	在宅医療・介護連携支援センター	
	19	医療安全相談窓口事業	○保健所に医療安全相談窓口を設置し相談を実施した。 相談実績 1,943件	医療安全相談員2名体制で相談受付を行い、受付できる相談件数が多くなり、市民等への支援が充実できた。	継続	引き続き、実施していく。	地域保健課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	20	感染症対策事業・難病対策事業	○疾病等の情報、各種医療費助成制度の周知については、ホームページで説明するとともに、国等のホームページをリンクするなどして情報提供を行った。	国等のホームページへのリンクが切れるなど、市ホームページの掲載内容が陳腐化しないように、適宜情報の確認と更新を行う。	継続	引き続き情報提供を継続する。	疾病対策課	
⑥嗜癪問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつ患者について、セルフヘルプグループや関係団体と連携し、患者の社会復帰を促進します。	21	精神保健相談・訪問等支援事業	○特定相談を実施するとともに、本人や家族を対象とした教室等を実施した。 ・アルコール特定相談 実施回数7回 相談件数7人 ・薬物・ギャンブル特定相談 実施回数7回 相談件数9人 ・依存症回復プログラム 実施回数 47回 延参加者数 129人 ・依存症家族教室 実施回数 12回 延参加者数 47人	専門医による相談や、関係団体との連携による相談、教室を行う機会が確保できた。	継続	教室外でも、参加者へのフォローアップを丁寧に行い、継続率の向上やプログラムの知識・技術の定着を図る。	精神保健福祉センター	
	22	精神障害者社会参加促進事業	○精神保健福祉センター主催の嗜癪問題(アルコール依存・薬物依存等)に関する事業等をリーフレットで周知することにより、各種事業への参加を促進した。	事業を周知することで、参加促進の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	23	精神保健福祉相談・訪問指導事業(嗜癪問題(アルコール依存・薬物依存等))	○精神保健福祉相談や訪問指導事業の中で、嗜癪問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつケースに対し個別性を考慮し、当事者や家族・介護者に対して必要な医療情報や制度、サービス、患者団体等についての情報提供や保健指導を行い、社会復帰の支援を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,352件 中央 4,158件 南 3,333件 津久井 1,108件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
⑦精神科医療における人権尊重を基調とした適切な医療サービスの提供を促進するとともに、患者の居宅生活支援等の福祉施策の充実を図ります。	24	重度障害者医療費助成事業	○精神障害者(身体・知的障害者を含む)に対する医療費助成事業を実施した。 医療証交付者 月平均17,358人 (身体・知的障害者 11,005人、精神障害者 6,353人) 助成件数 571,739件 (身体・知的障害者 345,800件、精神障害者 225,939件)	・重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図る一助となった。 ・少子高齢化の深刻化や人口減少を迎える中で、共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく、その持続可能性を確保し、社会の変化に対応した施策を実施するため、障害者施策の見直し及び転換を図っていく。	見直し	個別給付施策を相談支援体制の拡充等の福祉基盤の整備へと転換していく。 ・令和6年10月 65歳以上(65歳の誕生日の前日以降)で新規に受給対象となる障害者手帳の交付を受けた者は対象外とする年齢制限を導入 ・令和8年10月 特別障害者手当の基準に準拠した所得制限を導入	高齢・障害者支援課	
	25	精神科病院指導等事業	○精神科病院における、より良い医療の提供と適正な管理運営を目的に実地指導を行う。また、措置、医療保護、任意各入院患者の病状を把握し、適正な医療や処遇が行われているか審査を行う。 令和5年度実地指導 6病院(指摘なし88件、行政指導9件) 令和5年度実地審査 15件	病院との日程調整、従事する精神保健指定医の確保が容易でなく、課題となっている。	継続	引き続き、事業を実施していく。	精神保健福祉課	
	26	精神医療審査会	○精神障害者の人権に配慮し、適正な医療及び保護を確保するため、精神医療審査会を設置した。 合議体開催回数 24回	精神障害者の適正な医療及び保護に資することができた。	継続	法定業務のため、引き続き実施する。	精神保健福祉センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	27	精神保健福祉相談・訪問指導事業(医療サービス)	○精神保健福祉相談や訪問指導事業の中で、医療サービスの継続利用や望ましい療養生活が送れるよう、各種制度や福祉サービス利用の提案、様々な社会資源の活用ができるよう支援を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,352件 中央 4,158件 南 3,333件 津久井 1108件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	

8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進

施策の基本的方向

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発に取り組みます。
また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための相談・支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・教員に対して人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。
- ・性の多様性に関する啓発リーフレットの配布した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・ソレイユさがみにて性的少数者の当事者及びその家族を対象にLGBTsクローズドミーティングを開催した。
- ・パートナーシップ宣誓制度に基づき性的少数者のカップルに受領証を交付した。
- ・当事者団体と連携し、男性間で性的接触がある方を対象としたHIV(エイズ)等の匿名無料検査・相談を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①性自認や性的指向について、正しい認識が深まるよう啓発を推進します。	1	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会	○人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修(性的少数者の人権)(指導主事による学校での研修) 実施数 4校 ・人権・福祉教育担当者会(年2回)	カミングアウトをする児童生徒が増える中で、実際に対応が必要な学校では、研修を生かした対応を取っている。また、研修や担当者会等にて、カミングアウトをしている、していないに関わらず、配慮した対応を行うよう周知している。	継続	対応が必要な学校は増えていくと予想されるため、研修の充実を図っていく。発達段階に応じたテーマ等を踏まえ、引き続き、実施していく。	学校教育課
	2	教職員研修事業	○中堅養護教諭等資質向上研修講座を実施した。 テーマ「LGBTQ/SOGIの基本知識と子どもへの対応」 開催日 令和5年11月1日 場所 オンライン研修 参加人数 30人	学校で配慮と支援が必要な子どもたちへの対応等について、学校現場における相談体制や場づくりについて考える研修となった。	継続	引き続き、学校ができる対応について考えることのできる研修を行っていく。	教育センター
	3	人権啓発推進事業(LGBTsクローズドミーティング)	○ソレイユさがみにてLGBTQ+クローズドミーティングを開催した。 企画・運営 からふるテラス 開催回数 5回 参加者 37名	性的少数者の当事者およびその家族を対象に、非公開の交流の場を設けることで、当事者等の悩みに寄り添うピアサポートの仕組みを構築し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりの実現に寄与した。	継続	今後とも性的少数者のプライバシーに配慮しながら、性の多様性に関する社会的な理解を促進していく。	人権・男女共同参画課
	4	人権啓発推進事業(パートナーシップ宣誓制度)	○互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的少数者のカップルに、パートナーシップ宣誓書受領証を交付した。 宣誓制度に関する転出・転入時の手続きを簡略化する都市間連携を横浜市、川崎市との間で行っている。 宣誓件数 36件 都市間連携件数 1件(令和5年度末時点)	性的少数者の自分らしい生き方を後押しし、性の多様性に関する社会的な理解を促進した。	継続	都市間連携を広げ、手続の利便性を上げるよう努める。	人権・男女共同参画課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
	5	人権啓発推進事業 (啓発リーフレット)	○性の多様性に関する啓発リーフレットの配布	・性の多様性のあり方について、市民へ周知することができた。 ・また、教職員から、パンフレットをきっかけに、性的少数者の児童生徒への理解を深める必要に気づいたという声が届いている。	継続	引き続き当該リーフレットによる周知啓発を実施するほか、令和2年8月に策定した「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」に基づき、市職員等に対し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、状況に応じた適切な対応を促す。	人権・男女共同参画課	
②性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育を推進します。	6	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】	○人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修(性的少数者の人権)(指導主事による学校での研修)実施数 4校 ・人権・福祉教育担当者会(年2回)	カミングアウトをする児童生徒が増える中で、実際に対応が必要な学校では、研修を生かした対応を取っている。また、研修や担当者会等にて、カミングアウトをしている、していないに関わらず、配慮した対応を行うよう周知している。	継続	対応が必要な学校は増えていくと予想されるため、研修の充実を図っていく。発達段階に応じたテーマ等を踏まえ、引き続き、実施していく。	学校教育課	
相談・支援の充実								
③性自認や性的指向に関する相談窓口の情報提供の充実に取り組みます。	7	人権啓発推進事業 (相談窓口等の周知)	○神奈川県LINE相談や当事者団体(NPO)による相談電話などジェンダーアイデンティティ(性自認)や性的指向に関する相談窓口をホームページにて情報提供した。	様々な相談窓口を周知することにより、相談しやすい環境づくりに資するものとなっている。	継続	引き続き、相談窓口等の周知に取り組み、相談しやすい環境づくりに努めていく。	人権・男女共同参画課	
	8	人権啓発推進事業 (派遣相談事業との連携)	○神奈川県が実施している「かながわSOGI派遣相談」チラシを関係窓口に配架するとともにホームページにより周知した。 また、派遣相談の場所として、市内の公共施設を提供した。	市内の当事者から利用されており、身近に相談できる場の提供に繋がっている。	継続	引き続き、相談しやすい環境づくりに努めていく。	人権・男女共同参画課	
④性的少数者の人たちの相談を受け止め、適切な支援につなげます。	9	人権啓発推進事業 (パートナーシップ宣誓制度)【再掲】	○互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的少数者のカップルに、パートナーシップ宣誓書受領証を交付した。 宣誓制度に関する転出・転入時の手続きを簡略化する都市間連携を横浜市、川崎市との間で行っている。 宣誓件数 43件 都市間連携件数 1件 (令和5年度末時点)	性的少数者の自分らしい生き方を後押しし、性の多様性に関する社会的な理解を促進した。	継続	都市間連携を上げ、手続の利便性を上げるよう努める。	人権・男女共同参画課	
	10	図書館における当事者支援の推進	○性同一性障害の方から申し出があった場合は、日常的に使用している「名」で利用者登録が出来る運用としている。	現状では性同一性障害の方のみが対象なので「氏」は変えられず、また図書館3館のみでの対応(相模台分館を含み、公民館図書室等を除く)としている。今後は適用事由の拡大等も課題になると思われる。	継続	今後の社会情勢の変化や利用者の要望、県内や近隣の公共図書館の対応状況も踏まえながら、必要に応じて検討していく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館	
	11	人権啓発推進事業 (LGBTQ+クローズドミーティング)【再掲】	○ソレイユさがみにてLGBTQ+クローズドミーティングを開催した。 企画・運営 からふるテラス 開催回数 5回 参加者 37名	性的少数者の当事者およびその家族を対象に、非公開の交流の場を設けることで、当事者等の悩みに寄り添ったピアサポートの仕組みを構築し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりの実現に寄与した。	継続	今後とも性的少数者のプライバシーに配慮しながら、性の多様性に関する社会的な理解を促進していく。	人権・男女共同参画課	
	12	○人権啓発推進事業(相談の実施)	○既存相談窓口にてジェンダーアイデンティティや性的指向に関する相談を実施した。	複数の相談窓口を設け、HPで周知するなど環境整備を行った。	継続	引き続き、相談窓口等の相談体制を維持し、HPで周知するなど相談しやすい環境づくりに努めていく。	人権・男女共同参画課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
⑤支援団体や当事者団体等と連携し、相談・支援の取組を進めます。	13	性感染症予防対策事業	○世界エイズデーに併せて、NPO法人「SHIPにじいるキャビン」と連携し、男性間で性的接触がある方を対象としたHIV(エイズ)等の匿名無料検査・相談を実施した。 検査 31件 相談 31件	男性間で性的接触がある方等、性的少数者の方に対する、感染症予防の周知啓発及び検査相談の機会提供という点で、本事業は重要であり、申込の需要も高い。	継続	検査会場の確保や、検査体制維持の他、受付対象となる性的少数者の方に、いかに情報提供するかについて、引き続き検討する。	疾病対策課	
	14	人権啓発推進事業 (LGBTsクローズドミーティング) 【再掲】	○ソレイユさがみにてLGBTQ+クローズドミーティングを開催した。 企画・運営 からふるテラス 開催回数 5回 参加者 37名	性的少数者の当事者およびその家族を対象に、非公開の交流の場を設けることで、当事者等の悩みに寄り添うピアサポートの仕組みを構築し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりの実現に寄与した。	継続	今後とも性的少数者のプライバシーに配慮しながら、性の多様性に関する社会的な理解を促進していく。	人権・男女共同参画課	

9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進

施策の基本的方向

労働者の人権を尊重し、適性や能力に基づく雇用機会の均等化やハラスメントのない安心して働ける労働環境づくりを促進します。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・仕事と子育ての両立を目指し、家庭にやさしい取組をしている企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランス啓発及び女性の活躍の場を推進するためのセミナー等を開催した。
- ・県と連携し、ホームページなどで労働相談に係る市民周知を行った。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・県と連携し、労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などの相談を実施した。
- ・障害のある方を対象に就労支援事業を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①事業所内でのハラスメント研修等を支援し、働きやすい職場環境を促進します。	1	男女共同参画啓発事業(男女共同参画研修等支援事業)【再掲】	○市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 派遣回数 3回	市内事業所等の職場などにおける男女共同参画の広がりや実践につなげた。 例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知について課題がある。	継続	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	人権・男女共同参画課 2男女共同参画にも掲載
②市や事業所等におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた啓発を推進します。	2	ワーク・ライフ・バランスの推進	○テレワークの推進に向けて、在宅勤務の対象者及び出張等の取扱い並びにサテライトオフィス勤務の対象者等の取扱いを改正した。 ○ノー残業デーの実施など既存の取組を継続・徹底した。	在宅勤務対象者の拡大(在籍1年以上の撤廃)や原則禁止としていた在宅勤務中の出張を条件付きで可能等にしたことで、テレワークの推進を図ることができた。	継続	誰でもいつでもテレワークを利用できる環境となったため、今後、テレワークについては、普及活動に努めていく。	人事・給与課
	3	仕事と家庭の両立支援事業【再掲】	○仕事と子育ての両立を目指し、家庭にやさしい取組をしている企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランス啓発及び女性の活躍の場を推進するためのセミナー等を開催した。 ・仕事と家庭の両立支援事業講座の実施 講座数 9講座 参加者 142人 ・女性の活躍応援事業講座の実施 講座数 8講座 参加者 89人 ・仕事と家庭両立支援推進企業表彰式の開催 開催日 令和6年3月6日 表彰企業数 4社 ・認定取得企業支援事業アドバイザー派遣 8社 補助金交付 4社	講座等を実施することにより、事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の重要性の意識啓発を図ることができた。	継続	認定取得企業支援事業については、企業からの申請が少なかつたことから、令和6年度から(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンターに事業者への訪問による事業周知を委託する。	産業支援・雇用対策課 2男女共同参画にも掲載
③国や関係機関等と連携して、労働者の権利を守るため、事業所等に対する啓発や情報提供を推進します。	4	労働相談に係る情報提供	○労働相談について市ホームページで周知した。	神奈川県と連携し、ホームページなどで労働相談に係る市民周知を行った。	継続	今後も、ホームページなどで、労働相談を周知していく。	区政推進課 中央区役所区政課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実								
④国や関係機関と連携し、労働やハラスメントに対する相談の充実など、労働者の立場からの支援を推進します。	5	労働相談	○労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などの相談を実施した。 ・中央区役所市民相談室 相談日：木曜日 相談件数：116件	神奈川県と連携し、労働者の相談に対し適切に対応ができた。	継続	引き続き、実施していく。	区政推進課 中央区役所区政課	
⑤障害のある人、女性、若者、外国人など、それぞれに応じた就労支援を推進します。	6	無料職業紹介事業【再掲】	○相模原市就職支援センターにおいて、就職が困難な方々に対し、それぞれの状況に応じた就労支援事業を実施した。 就職相談件数4,665件 就職者数310人	就労に関する相談対応等を通じ、就労に関する適切な支援を実施することができた。	継続	引き続き、実施していく。	産業支援・雇用対策課	4高齢者にも掲載
	7	障害者就労支援事業【再掲】	○障害者支援センター松が丘園において、障害のある方を対象に就労支援事業を実施した。 新規相談者件数124件 就労者数61人	障害のある方に応じた就労支援をすることで就労へとつながった。	拡充	障害就労の普及啓発事業を実施するなど今後更なる就労支援を推進する。	高齢・障害者福祉課	3障害のある人にも掲載

10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進

施策の基本的方向

地域における防災訓練等を通じ、教育・啓発に取り組みます。
 また、高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人の人権に配慮した支援体制や、避難所の生活環境の充実に取り組みます。
 復興段階においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、人権に配慮した取組を進めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・自主防災組織及び避難所運営協議会の活動を支援した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・9都県市合同防災訓練の一環として災害ボランティアセンターの受付から活動までを体験する訓練を実施した。
- ・さがみはら防災マイスタースキルアップ研修にて男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の講義を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①地域における防災訓練や避難所運営訓練等の実施を促進します。	1	災害時医療救護体制整備事業	○「相模原市災害時医療救護マニュアル」に基づき、救護所訓練を実施した。 ○医療関係者等に対して、相模原市災害医療コーディネート研修を実施した。	行政職員・医療関係者の災害時における連携について理解を深めることができた。	継続	医療政策課	
	2	自主防災組織等活動支援事業	○自主防災組織等の活動を支援するため、活動経費の補助等を実施した。 ・自主防災組織及び避難所運営協議会の支援育成 ・自主防災組織が行う防災活動に要する経費に対する補助金 自主防災組織 緑 89団体 4,821千円 中央 107団体 4,660千円 南 114団体 7,330千円 ・避難所運営協議会が防災活動の充実に図るために実施する避難所運営訓練等に要する経費に対する補助金 避難所運営協議会 緑 21団体 1,855千円 中央 21団体 1,739千円 南 28団体 2,354千円	自主防災組織及び避難所運営協議会が実施する防災訓練等の経費を補助することにより、地域防災力の向上につながっている。	継続 今後も継続して支援していく。	緑区役所地域振興課 中央区役所地域振興課 南区役所地域振興課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実							
②高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に支援を要する人に対し、関係団体やボランティアと連携し、相談・支援にあたります。	3	外国人への防災啓発	○外国人の防災意識向上のため、防災関連事業を実施した。 ・外国人支援相談窓口設置及び災害情報収集・発信訓練 開催日：令和6年2月2日 参加人数：18人	参加者を増やす必要がある。	継続	ホームページやフェイスブックなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ
	4	災害ボランティア推進事業	○社会福祉協議会が実施する災害救援ボランティア育成事業、災害ボランティアネットワーク活動への支援事業費の助成を行った。 ・養成講座等の開催 参加者 10人 ・9都県市合同防災訓練の一環として災害ボランティアセンターの受付から活動までを体験する訓練の実施 参加者 20人 ・自治会等防災訓練への講師派遣協力 8回 ・防災カアップ講座開催 3会場 参加者計68人	各事業への助成を行うことにより、講座の開催による地域の防災力の向上を図るとともに、会議や合同訓練を行い、平常時から関係機関と連携を図ることで、災害時に備えた体制構築に資することができた。	継続	引き続き各事業への助成を行っていく。	地域包括ケア推進課
③多様な媒体や手段を通じて災害時における情報提供に取り組みます。	5	災害情報伝達事業	○「一斉情報配信システム」を活用し、ひばり放送、緊急速報メール、防災メール、tvkデータ放送、X(旧Twitter)等の多くの情報媒体への配信を実施した。また、防災メールと連動して相模原市公式LINEアカウントに情報を配信できる仕組みを構築している。 ・防災メール登録者数 令和5年度末：113,504人 令和4年度末：117,686人 ・LINE登録者数 令和5年度末：47,511人 令和4年度末：42,225人 ・X(旧Twitter)登録者数 令和5年度末：17,375人 令和4年度末：16,610人 ※Xの登録者数は令和6年3月4日時点	防災メールの登録者数がほぼ横ばい一方、LINEやXの登録者数は増加傾向であり、災害情報の入手手段の多様化がみられる。	継続	引き続き、様々な情報伝達手段について、機会を捉えて市民に周知し、利用を促す。	危機管理課
④地域全体で災害時要援護者を見守り、支援する体制づくりを促進します。	6	災害時要援護者避難支援事業	○協定を締結している災害時要援護者支援組織に対し「同意者名簿」の更新を行った。 ○検討中の自治会に対して、資料送付や説明を行うことで、周知を図り、「同意者名簿」を提供するための協定を締結した。 締結自治会数 35自治会	自治会等の支援組織に対し、災害時に迅速に避難行動をとることが困難な要介護者や障害者などを記載した「同意者名簿」を提供することで自治会等(近隣にお住まいの方)がサポートする仕組みを支援することができた。 新規締結した自治会もあるが、自治会の解散等による協定の解約もあり締結自治会数が伸び悩んでいる。	継続	引き続き、啓発の機会を捉え、周知を図っていく。	生活福祉課
⑤プライバシーへの配慮など、避難所における生活環境の充実に取り組みます。	7	女性視点からの防災対策	○避難所運営における女性の参画について、性別や年齢、立場に依らず分担することを含め、避難所運営マニュアルや防災活動事例集へ記載した。また、さがみはら防災マイスタースキルアップ研修にて男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の講義を実施した。※さがみはら防災マイスター制度は地域団体への防災講座等を行う事業	避難所運営マニュアルや防災活動事例集への記載、さがみはら防災マイスターのスキルアップ研修実施により、避難所における女性の参画について周知することができた。	継続	引き続き、様々な手段により女性視点からの防災対策について理解促進に取り組む。	危機管理課

11 貧困や生活困窮に関する取組の推進

施策の基本的方向

貧困による格差の解消に向け、地域社会との連携のもと、生活に困窮している人を社会全体で支える取組を進めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・市ホームページに生活保護制度に関する情報を掲載したほか、生活保護制度周知のポスターを作成し掲示した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・生活保護受給者に対し、生活立て直しに向けた就労支援、健康管理支援事業等を実施した。
- ・多様で複合的なニーズに応えるため、生活困窮者自立支援制度を活用し、安定した生活を営むための住居確保のほか、自立に向けた求職活動や就労準備、社会参加の機会の提供等の就労支援を実施した。
- ・生活困窮者世帯・生活保護利用者世帯に属する小学校6年生～高校年代の若者を対象に学習支援を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成に取り組めます。	1	生活保護・生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立支援相談窓口の周知)	○関係機関や民生委員等に生活困窮者自立支援相談窓口周知用のチラシの配布を行ったほか、関係機関との会議等の場で制度説明等を実施した。	周知により相談窓口への認知度が高まり、自立支援相談窓口への相談に繋がったと考えている。支援の必要な方で相談に繋がっていない方への更なる効果的な周知方法が課題と考えている。	継続 引き続き、実施していく。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	
②生活保護制度等への理解が深まるよう情報発信に取り組めます。	2	生活保護の適正な実施(生活保護制度の周知)	○市ホームページに生活保護制度に関する情報を掲載したほか、生活保護制度周知のポスターを作成し掲示した。民生委員児童委員連絡協議会等にて制度の説明を行った。	ポスターの作成等により、生活保護の申請は国民の権利であることを周知することができ、生活保護制度への理解を深めることができた。	継続 生活保護制度の周知により、制度に対する理解を深めることができたと考えられるため、取組を継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	
相談・支援の充実							
③地域、関係団体等と連携し、生活困窮者の相談・支援に取り組めます。	3	生活保護・生活困窮者自立支援事業(就労支援、健康相談等)	○生活保護・生活困窮者の自立支援等に関する取組方針に基づき、庁内関係課、関係機関や民間団体等との連携により、就労支援、健康相談、生活保護の適正な実施を始め、総合的な施策の推進を図った。	生活保護者及び生活困窮者に対し、生活立て直しに向けた就労支援、健康管理支援等を行い、自立の助長につなげることができた。	継続 生活保護利用者、生活困窮者の自立において、就労や健康の維持は必要不可欠なものであることから、自立助長にかかせない支援であるため今後も継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	
④生活保護制度利用者や生活困窮者の尊厳や自己決定権を尊重した支援に取り組めます。	4	生活保護の適正な実施	○生活保護を必要とする世帯に対して、適正な保護を実施するとともに、生活保護制度利用者のための支援事業の充実を図った。	生活保護受給者自立の助長につなげることができた。	継続 引き続き、実施していく。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	
	5	生活困窮者自立支援事業	○多様で複合的なニーズに応えるため、生活困窮者自立支援制度を活用し、安定した生活を営むための住居確保のほか、自立に向けた求職活動や就労準備、社会参加の機会の提供等の就労支援を実施した。 新規相談件数 930件 プラン作成件数 201件	多様で複合的なニーズを抱えている生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、担当課との連携による繋ぎ支援を行うことができた。生活困窮者自立支援法に基づく事業において、生活困窮者に対して、現金給付を行う事業は住居確保給付金の支給以外ないことから、生活費等の現金給付を求める相談に対応が出来ないことに苦慮している。	継続 生活困窮者自立支援法に基づき引き続き実施する。なおコロナ禍以降も、生活に困窮した方からの相談件数は多くある状況である。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
⑤生活困窮者の自立が促進されるよう、互いに支え合う地域づくりを推進します。	6	地域福祉ネットワーク会議の開催	○自立支援相談窓口、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等の各福祉相談窓口の職員で構成する「地域福祉ネットワーク会議」を開催し、地域では解決できない、複合化・複雑化した課題解決に向けた検討、意見交換を行った。 開催実績 1回開催	本市における包括的支援体制の整備に関する方向性等について議論を行い、相談窓口の体制等の検討を行うことができた。	見直し 重層的支援体制の構築を推進するため、重層的支援会議へ移行し、引き続き、生活困窮者を含む、複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯に対する支援を検討する。	地域包括ケア推進課	
⑥子どもの置かれている現状把握に取り組みます。	7	次期「さがみはら子ども応援プラン」の策定に向けた市民ニーズ調査	○市こども計画(R7～)の策定にあたり子育て家庭の実態やニーズ等を把握するため、子育て家庭や子ども・若者等を対象にアンケート調査を実施した。	子育て家庭の実態や子育てサービスへのニーズ等を把握することにより、現状を把握することができた。	継続 次回実施時も子育て家庭の実態やニーズを把握できるよう、社会情勢を踏まえて適宜アンケート項目の見直しを図る。	こども・若者政策課	
⑦子どもの学習機会を保障する取組を進めます。	8	子どもの居場所創設サポート事業【再掲】	○無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」を設置し、団体が活動しやすい環境づくりを推進した。 ・子どもの居場所総合相談窓口(相談件数:1,054件) ・セミナーや啓発イベントの開催 ・運営団体情報交換会の実施(各区1回) ・教科書・備品の貸与、傷害・賠償責任保険の加入	地域主体の子どもの居場所の新規立ち上げ団体は前年比で子ども食堂が13団体、無料学習支援団体が6団体増加し、地域と子どもの繋がりや学習の機会等の保障に資することができた。	継続 子どもの貧困対策につながる取組として、地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、団体が活動しやすい環境づくりを推進する。	青少年学習センター	1子どもにも掲載
	9	相模原市子ども健全育成事業	○3区5会場で、生活困窮者世帯・生活保護利用者世帯に属する小学校6年生～高校年代の若者を対象に学習支援を実施した。 実施回数 186回 参加者数 実人数46人 延べ人数694人	勉強会の開催による学力向上支援や進路相談、社会性を身に付けるための支援等は自立に向けた効果があると評価しているが、コロナ禍以降参加者が減少していることが課題である。	継続 生活困窮者世帯・生活保護利用者世帯に対し、学習支援・社会性の獲得支援等の効果が認められることから、今後も取組継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	

12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進

施策の基本的方向

自殺や自死遺族に対する理解を深めるとともに、自死遺族等に寄り添った支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・市民、関係機関職員、市職員など様々な分野の者を対象に自殺を考えている人に対して相談窓口や専門家へつながるゲートキーパーの研修を行った。
- ・児童生徒を対象としたリーフレットの活用や児童、生徒、教職員別のリーフレット活用の手引きの周知を行った。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・こころの健康に関する悩み等の電話等による相談や自殺未遂者支援を実施した。
- ・自死遺族等関係者を対象とした集会を開催した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①自殺を考えている人が発するサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談窓口や専門家へつながりなど、自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りを促進するための取組を進めます。	1	人材育成(ゲートキーパー養成)	○ゲートキーパー研修(一般対象)を実施した。 回数 6回 延受講者数 345人 ○ゲートキーパー研修(市職員対象)を実施した。 回数 6回 延受講者数 337人	市民、関係機関職員、市職員など様々な分野の者を対象に研修が実施でき、実践につながる人材育成を行うことができた。	継続	引き続き取り組んでいく。	精神保健福祉センター
	2	精神保健福祉相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業(相談)	○精神保健福祉相談の中で、自殺念慮のある人への対応についての相談にも対応を行った。相談者の抱える不安を傾聴しつつ、相談者の立場でできる支援について具体的に助言を行った。(該当項目に特化した実績把握なし)	直接的な実績はなかったものの、相談体制を整えておく必要がある。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	3	自殺予防教育の推進	○児童生徒を対象とした自殺予防教育用啓発リーフレットとして「かけがえのないあなたへ」児童用・生徒用、教職員用「リーフレット活用の手引き」の活用の周知した。	精神保健福祉センターで作成しているファイルを配付する際教員が説明を加えながら配付するよう促すことで、自殺予防について効果的に啓発できるよう努めた。	継続	ファイルの配付の際に、リーフレットの活用を行っている学校数を増やしていくよう周知していく。	学校教育課
	4	教職員研修事業	○養護教諭2年次研修講座にて実施した。 テーマ「児童生徒の心のケア」 開催日 令和5年8月18日 場所 オンライン研修 参加人数 10人	「すぐに対応できるように事前に様々なことを想定してフォローを作っておく必要がある」等、学校体制を見直す機会となる研修となった。	継続	引き続き、事例を基に学校ができる対応について考えることのできる研修を行っている。	教育センター
	5	自殺対策検索対応事業(検索運動型広告表示)	○インターネット検索された自殺に関連した用語に対して、検索連動型広告を表示し、相談を促すとともに相談先を案内した。 対象:相模原市全域 期間:8月～9月、令和6年2月～3月	・自殺相談の促し、相談窓口案内の機会が増えた。 ・検索ごと必ず本市相談窓口の案内が表示されるわけではないことが課題である。	継続	事業を継続しつつ、より効果的な手法の研究を行う。	精神保健福祉課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
②自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成するとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を進めます。	6	自殺対策強化月間等実施事業	<p>○3月、9月を自殺対策強化月間の取組として啓発等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはら記事掲載 ・エフエムさがみでの啓発スポットCM放送 ・神奈中バス車内デジタルサイネージによる啓発動画放映 ・映画館幕間CMの放映 ・市自殺対策ホームページ「リブちゃんネル」で啓発動画の配信 ・公共施設での啓発コーナー設置 ・図書館の期限票での強化月間の周知 ・横断幕、懸垂幕の掲出 ・啓発用名札シールの貼付 ・こころの健康相談統一ダイヤルへの参加 ・職員ポータルへの広告画像掲載 ・神奈中バス車内啓発ポスターの掲示 ・ギオンスタジアム会場モニターでの啓発動画放映 ・自殺対策検索対応事業 ・市役所本庁舎ライトアップ 	市民の理解を促進し、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、正しい知識の普及や互いを認め合う意識の醸成を図ることができた。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉課 精神保健福祉センター	
	7	自殺総合対策事業	<p>○精神保健福祉センターが作成する自殺予防・自殺対策に関するリーフレットを各課窓口に配架した。</p>	自殺予防・自殺対策に係る周知啓発の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
相談・支援の充実								
③自殺の原因となるストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処、心の健康の保持・増進等のため、相談体制の整備・充実に取り組めます。	8	当事者支援の充実	<p>○こころの健康に関する悩み等の電話等による相談や自死遺族支援等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのホットライン開設回数 360日 延相談件数 3,633件 	自殺の危機が高まっている人に、傾聴を主体とした相談対応により、生きづらさを軽減すると共に、心の健康の保持増進が図られた。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター	
	9	精神保健福祉相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業 (メンタルヘルス相談/情報提供)	<p>○直接、精神疾患の診断につながるような状態ではなくてもメンタルヘルスの視点で相談者が安心できるような対応を行った。</p> <p>○こころの不調が精神疾患の兆しとなる場合も多く、適切な医療サービスの利用につながるよう、必要な助言や情報提供を行った。</p> <p>精神保健相談件数(全体)(参考値)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑 1,352件 中央 4,158件 南 3,333件 津久井 1,108件 	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
④自死遺族等関係者に対する支援に取り組めます。	10	自死遺族支援の充実	<p>○家族等身近な人を自死で亡くした方を対象に、「自死遺族の集い」を開催した。</p> <p>実施回数 6回 参加者数 延べ20人</p>	自死遺族が安心して胸の内を話すことができる機会となった。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	11	精神保健福祉相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業 (リーフレットによる周知)	○精神保健福祉センターが主催している『わかちあいの会』等の関連事業について、適宜、事業案内やリーフレットの窓口配架を実施した。	事業周知の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	

13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進

施策の基本的方向

差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、市民一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための教育や啓発に取り組めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・市立全小中学校等において、情報教育を通して、個人情報の保護を含む、情報セキュリティ・モラルについて指導した。
- ・インターネットに関するテーマで人権啓発の講演会を開催した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・市ホームページや啓発冊子を利用して、インターネットの利用に関する注意喚起を行うとともに、相談窓口の案内を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①インターネットの適切な利用や情報モラルに関する教育や啓発を推進します。	1	学校情報教育推進事業(情報教育の実施)	○市立全小中学校等において、情報教育を通して、個人情報の保護を含む、情報セキュリティ・モラルについて指導が行った。	情報活用能力検定の結果から、インターネット等を活用した情報教育を通して、適切な利用方法に関する理解が深まっている。	継続 引き続き、継続していく。	教育センター	
	2	学校情報教育推進事業(情報セキュリティ・モラルハンドブック)	○ネットモラルに関する動画教材を更新し、それらを活用した授業モデルを掲載した情報セキュリティ・モラルハンドブックを新たに作成・発行し、研修等でその活用方法を周知した。	情報セキュリティ・モラルに関する職員研修を実施し、ハンドブックの活用を推進した。また、児童生徒・保護者に対する情報モラル教室等を実施している。そうした取組を通じて情報セキュリティ・モラルに関する知識の定着や態度等の育成の促進に努めた。	継続 引き続き、職員研修や児童生徒・保護者を対象とした講演会を実施し、情報セキュリティ・モラルに関する知識の定着や態度等の育成を図る。	教育センター	
	3	人権啓発推進事業(啓発冊子)	○啓発冊子「インターネットと人権」を作成し、ホームタウンチームとの連携事業で市民等に配布した。 作成部数 2,000部 啓発日 ①令和5年10月28日 ②令和5年12月5日 場所 ①ギオンスタジアム ②相模大野駅、橋本駅	市ホームタウンチームと連携し、試合会場及び市内駅頭において人権啓発物品の配布等を実施し、インターネット上の人権に関する課題について、多くの人に啓発することができた	継続 今後も、年度ごとにテーマを検討し、実施する。	人権・男女共同参画課	
	4	人権啓発推進事業(講演会の開催)	○インターネットに関するテーマについて人権啓発講演会を開催した。 開催日 令和6年1月12日 場所 あじさい会館 テーマ 「インターネットと人とのかわり合い」～突然、僕は殺人犯にされた～ 講師 スマイリーキクチ氏 参加者数 119人	人権尊重思想の普及啓発の一環として、人権の大切さを身近に感じていただく機会を提供することができた。	継続 今後も、年度ごとにテーマを検討し、実施する。	人権・男女共同参画課	
②インターネットを使いたいじめや個人情報の流出などのトラブルを未然に防ぐ取組を進めます。	5	学校情報教育推進事業(情報セキュリティ・モラルハンドブックの活用)	○個人情報保護について記載した情報セキュリティ・モラルハンドブック及び解説書を道徳等の授業等で活用した。	情報セキュリティ・モラルハンドブック等を活用した授業等の実践があり、教員のICT活用指導力等の実態調査において、安全に利用できるよう指導している成果が見られた。	継続 情報セキュリティ・モラルハンドブック等を活用した授業等の実践を繰り返し、今後の社会においても、コンピュータ等を安全に利用できるよう指導する。	教育センター	
	6	学校情報教育推進事業(共有ドライブでの周知)	○共有ドライブに格納した動画やスライド資料を活用し、児童生徒の個人情報保護に対する意識を高めることができた。	教員のICT活用指導力等の実態調査において、ネット犯罪やセキュリティに関する資料を活用した指導の成果が見られている。	継続 引き続き、共有ドライブに格納した動画やスライド等の資料を活用し、ネット犯罪やセキュリティに関する知識の定着を図り、それらに関わる態度を育成する。	教育センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
相談・支援の充実								
③法務局等の相談窓口を周知するとともに、関係団体等の連携による相談・支援に取り組みます。	7	人権相談事業	<p>○人権擁護委員による人権相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑区役所市民相談室 第4金曜日 ・中央区役所市民相談室 第1金曜日 ・南区役所市民相談室 第2水曜日 ・津久井まちづくりセンター 第2水曜日 <p>相談方法: 窓口 相談件数: 7件</p>	法務局と連携し、人権相談を開催し、相談者の相談に適切に対応することができた。	継続	今後も、ホームページなどで、人権相談を周知していく。	区政推進課 各区役所区政策課 津久井まちづくりセンター	
	8	インターネット上の人権侵害に対する啓発	<p>○市ホームページや啓発冊子を利用してインターネットの利用に関する注意喚起を行うとともに、相談窓口の案内を行った。</p>	相談内容に応じた相談先について案内することができた。	継続	今後も、ホームページや啓発冊子を利用した注意喚起を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	人権・男女共同参画課	

14 様々な人権課題に対する取組の推進

施策の基本的方向
これらの人権問題や今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じ、国や県、民間団体、ボランティア等と連携して、教育や啓発、相談・支援、その他必要な施策に取り組みます。
(1)犯罪被害者等
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口」を設置し、相談を実施したほか、犯罪被害者等に対し、経済的支援や日常生活支援等の各種支援を実施。
(2)刑を終えて出所した人
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪等の防止と罪を犯した人の更生への理解や犯罪等のない安全・安心な地域社会を築こうとする社会を明るくする運動月間において啓発事業を実施した。
(3)ホームレス
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスが起居している場所を巡回し、健康・生活相談を行ったほか、フードバンクと連携し、食料の提供などを行った。
(4)拉致問題
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、拉致問題啓発パネル展及び横断幕の掲示を実施した。
(5)先住民族
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権団体が開催したアイヌ民族に関する研修に市職員が参加した。
(6)人身取引(トラフィッキング)
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から送付のあった人身取引対策ポスターを公共施設等において掲示し、周知啓発を行った。
(7)その他の人権課題
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権団体が主催する人権啓発講演会を共催し、市民、市職員(教職員含む)、教育関係者に対し、人権啓発を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
(1)犯罪被害者等							
行政・警察・支援団体等が連携し、犯罪被害者等の個々の事情に応じた切れ目のない支援に取り組みます。	1	犯罪被害者支援の充実(広報・リーフレット)	○犯罪被害者に係る「かながわ犯罪被害者サポートステーション」のリーフレットや「犯罪被害者週間の標語募集」のチラシなどを窓口配架するとともに、市ホームページや広報紙である「広報さがみはら」を通じて、市民に周知を図った。	窓口配架などを通じて、犯罪被害者支援に関する周知は行うことができた。今後も支援を必要とされる方に、周知が行き届くようにすることが必要である。	継続 今後も継続して周知活動に取り組む。	交通・地域安全課 緑区役所地域振興課 中央区役所地域振興課 南区役所地域振興課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
	2	犯罪被害者等支援事業(犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口)	○「犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口」を設置し、相談を実施したほか、犯罪被害者等に対し、経済的支援や日常生活支援等の各種支援を実施した。 ・相談窓口 受付日 月曜日から金曜日(祝日等・年末年始を除く) 受付時間 午前9時～午後5時 相談実数 77件(相談対応回数 延べ142回) ・経済的支援、日常生活支援等 支援件数 12件	犯罪被害者等に対し、相談及び支援を実施したことにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減に資することができた。	継続 今後も継続して相談・支援に取組む。	交通・地域安全課	
	3	犯罪被害者等支援事業(イベント、啓発等)	○相談窓口及び支援制度周知のため、庁内放送及び動画広告を実施した。(11月) ○犯罪被害者の置かれている状況や支援の重要性について理解を深めることを目的に、犯罪被害者週間に各種啓発事業を実施した。 ・犯罪被害者週間イベント(啓発展示、県警音楽隊による演奏等) 日時 11月23日 場所 アリオ橋本(参加者約300名) ・犯罪被害者週間図書館内展示(11/24～12/1) ・相模大野駅前キャンペーン(12/1) ・南区合同庁舎での啓発展示(11/27～12/1) ・市広報紙での啓発(11/15号)	各種周知・啓発事業を通して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、理解促進に資することができた。	継続 今後も継続して周知・啓発活動に取組む。	交通・地域安全課	
	4	被害者支援ネットワーク会議への参加	○警察署が主催する犯罪被害者支援に係るネットワーク会議に参加し、情報を共有し連携を図った。 年1回	被害者の心情や取り巻く環境の変化など、情報共有を図ることができた。今後も会議を継続し、会員間での支援を連携させていく必要がある。	継続 今後も継続して会議に参加する。	緑区役所地域振興課 中央区役所地域振興課 南区役所地域振興課	
(2) 刑を終えて出所した人							
再犯の防止に係る計画を策定するとともに、関係機関、団体等と連携し、罪や非行を犯した人が社会復帰しやすい環境づくりに取り組めます。	1	第二次相模原市再犯防止推進計画の策定	○相模原市地域共生社会推進計画(第5期相模原市地域福祉計画(R6～R11))に市再犯防止推進計画を前計画と同様に位置づけ、策定を行った。	再犯防止に係る地域理解について課題があることが分かり、法務省や関係団体との協力を得ながら独立した章を設けることとした。また、計画については、地域福祉推進協議会にて、有識者等の委員より意見をいただき、内容の充実を図ることができた。	継続 相模原市地域共生社会推進計画(第5期相模原市地域福祉計画(R6～R11))に位置付けているため、引き続き計画に基づき再犯防止に係る施策を実施するとともに、計画の進捗管理を行う。 また、R8年度に計画の見直し、R11年度に次期計画の策定を行う予定。	生活福祉課 地域包括ケア推進課	
	2	社会を明るくする運動	○犯罪等の防止と罪を犯した人の更生への理解や犯罪等のない安全・安心な地域社会を築こうとする社会を明るくする運動月間において啓発事業を実施した。 ・街頭啓発キャンペーン 実施日 令和5年7月3日 場所 JR・小田急線各駅 ・啓発ブース設置(SC相模原連携事業) 実施日 令和5年7月1日 場所 ギオンスタジアム ・広報活動 横断幕・懸垂幕の掲出、啓発ポスターの掲出 ホームページ、広報紙、FMさがみ、地域情報紙、神奈中バス内及び庁舎内デジタルサイネージ等を利用したPR	刑を終えて出所した人が社会復帰しやすい環境づくりに取り組むことができた。	継続 犯罪等の防止・罪を犯した人の更生への理解や犯罪等のない安全・安心な地域社会を築くためには、「社会を明るくする運動」を継続して啓発する必要がある。	生活福祉課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
(3)ホームレス							
ホームレスの基本的な人権を尊重し、健康面での支援や自立に向けた支援に取り組めます。	1	ホームレス医療費等支援	○ホームレスが外来受診し、他法他施策の活用が困難な場合に、医療費の支援を行う。 支給実績無し	直接的な実績はないものの、体制を整えておく必要がある。	継続	他法他施策の活用が困難な場合に、ホームレスの健康面での支援や自立に向けた支援につながるため、取組を継続する。	緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
	2	ホームレスの巡回相談の実施	○ホームレスが起居している場所を巡回し、健康・生活相談を行ったほか、フードバンクと連携し、食料の提供などを行った。 またホームレスに係る市民通報があった場合には、関係課と連携し、支援を行った。 巡回訪問相談件数 12回	・市内ホームレスの方に対する食材支援等を通じ、自立に向けた支援を行った。 ・ホームレスの方がたぐいに入居できる居室が十分でないことから、居室の確保が課題となる事案がある。 ・毎月訪問を行い、ホームレスの方の状況を把握することで、必要な支援の提供を随時行うことができた。	継続	今後も取組を継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
(4)拉致問題							
国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるため啓発活動を進めます。	1	人権・福祉教育担当者会等における周知	○人権・福祉教育担当者会、教職員研修会等において、拉致問題について正しい理解の促進及び、総合的な人権教育として推進することの周知を図った。	人権・福祉教育担当者会、教職員研修会等において、拉致問題について正しい理解の促進を図ることができた。 自分に身近な問題として捉えられるような話にすることができた。	継続	引き続き、人権・福祉教育担当者会、教職員研修会等において、拉致問題について正しい理解の促進及び、総合的な人権教育として推進することの周知を図っていく。	学校教育課
	2	人権啓発推進事業(拉致問題に係る周知啓発)	○拉致問題啓発パネル展及び横断幕の掲示を実施した。 開催期間 令和5年12月12日 ～12月18日 場所 あじさい会館ロビー、市役所本庁舎	北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深める機会を提供することができた。	継続	今後も、より多くの市民に拉致問題に関する関心と認識を深めてもらうよう、機会を提供する手法を検討し、実施する。	人権・男女共同参画課
(5)先住民							
アイヌ民族をはじめとする社会的少数者に対する理解を深めるため、教育や啓発に取り組めます。	1	人権啓発推進事業(社会的少数者に関する研修)	○人権団体が主催し、アイヌ民族出身の方により行われた研修(講座)に市職員が参加した。 講座数 1講座 参加者数 3人	アイヌ民族をはじめとする社会的少数者に対する理解を深め、職員の人権に関する意識の向上を図ることができた。	継続	今後も、情報収集や職員の人権に関する意識の向上のため継続する。	人権・男女共同参画課
(6)人身取引(トラフィッキング)							
人身取引は身近な問題であり、重大な人権侵害であるという認識を市民が深めるよう、正しい情報発信を推進します。	1	人権啓発推進事業(ポスター掲示)	○内閣府男女共同参画局暴力対策推進室から送付のあった人身取引対策ポスターを公共施設等において掲示した。	人身取引対策についての関心と認識を深める機会を提供することができた。	継続	今後も、より多くの市民に機会を提供する手法を検討し、実施する。	人権・男女共同参画課
(7)その他の人権課題							
市民の人権を守り、行政としての責任を果たすため、常に国際的な人権基準に対する視点を持ち、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させ、人権尊重を基調とする市政を推進します。	1	人権啓発講演会	○人権団体が主催する権啓発講演会を共催し、市民、市職員(教職員含む)、教育関係者に対し、人権啓発を行った。 開催日 令和5年7月27日 会場 市民会館 参加者数 486人	・共催による人権啓発講演会の開催を通じ、市民等へ人権尊重思想の普及啓発を図ることができた。また、職員の人権感覚を養うよい機会となった	継続	・今後も、市民等へ人権尊重思想の普及啓発を図るため、継続して実施する。	人権・男女共同参画課 教育総務室
	2	相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定	○一人ひとりが、かけがえない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、令和6年3月に、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。	人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に実施する必要がある。	継続	市HPや広報さがみはらへの記事掲載のほか、リーフレット、ポスター作成等の様々な機会を捉えて条例の周知・啓発に取り組むとともに条例に規定する施策について着実に取り組む。	人権・男女共同参画課